

会津坂下町

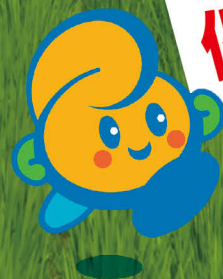
暮らしのガイドブック

笑顔あふれる、あいづばんげまち



- 会津坂下町プロフィール
- 暮らしの行政情報
- 会津坂下町マップ

2015
保存版



地域医療を支え続けて約1世紀、
患者様に寄り添いながら“病でなく人を診る”診療を続け、
信頼のおける医療機関を目指して、これからも地域医療に貢献します。

医療法人 清扶会 星医院

理事長 星 迪子

・診療科目：皮膚科、内科、小児科、リウマチ科
※リウマチ科は予約診療となります。

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30-12:00 受付時間11:30まで	星 迪子	星 智 星 迪子	星 迪子	星 智 星 迪子	星 迪子	星 迪子
14:00-17:00 受付時間16:30まで	星 迪子	星 迪子	休診	星 迪子	星 迪子	休診

河沼郡会津坂下町字小川原1051
TEL 0242-83-2136 FAX 0242-83-1314



医療法人 清記会 アピオ・リウマチ クリニック

理事長 星 智

・診療科目：リウマチ科、内科、整形外科(第1・3土曜AM)
※予約診療となります。

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30-12:00 受付時間11:00まで	星 智	休診 (坂下)	星 智	休診 (坂下)	星 智	星 智
14:00-17:00 受付時間16:00まで	星 智	星 智	休診	星 智	星 智	休診

会津若松市インター西73-1
TEL 0242-32-2277 FAX 0242-32-2276



「家庭的な温かさの中で、笑顔のある生活を」、を運営理念として、
「利用者様が施設・在宅で自立した生活を笑顔で営めるよう」に、そして、
「人に優しく、常にきれいな施設、職員同士が仲良く」を基本に運営します。
利用者様・ご家族・職員が顔なじみになれる、そんな小さな事業所です。

特定非営利活動法人 清扶会

理事長 星 智

NPO法人 清扶会

検索

★法人本部
★介護付有料老人ホーム シルクケア坂下【定員15名】
河沼郡会津坂下町大字羽林字西碓183
TEL 0242-85-8020 FAX 0242-85-8030

★その他事業
・サービス付き高齢者向け住宅 リビングプラザ喜多方
・高齢者向け賃貸住宅 リビングプラザ坂下
・海外孤児支援事業(タイ・プーケット孤児院への慰問) 他

★小規模多機能型居宅介護事業所
・ケアプラザ坂下【登録定員25名】
河沼郡会津坂下町大字羽林字西碓180
TEL 0242-93-7707 FAX 0242-93-7705
・ケアプラザ喜多方【登録定員25名】
喜多方市押切南1-150
TEL 0241-23-6116 FAX 0241-23-6110



◎ケアプラザ(坂下・喜多方)では、デイサービス、ショートステイ、訪問介護を自由に組み合わせ利用することができます。

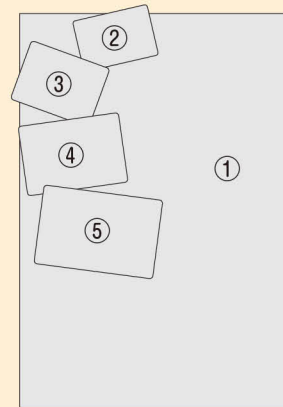
※サービス内容、利用申し込み等につきましては、各事業所へ直接ご連絡をお願いいたします。
※その他、医療法人・NPO法人に関するお問い合わせ、採用に関するお問い合わせ等につきましては、
『法人本部』(TEL0242-85-8020)までご連絡をお願いいたします。



会津坂下町

暮らしの ガイドブック

『会津坂下町暮らしのガイドブック』は、会津坂下町と株式会社ゼンリンが協力して発行する、会津坂下町民のための暮らしの情報誌です。会津坂下町の行政情報をはじめとして、毎日の生活に欠かせない生活情報や医療機関ガイド、お出かけに便利な情報などを掲載しています。ご家庭の生活情報誌としてご利用ください。



- 表紙写真
① 会津磐梯山
② 御田植祭
③ ばんげ夏まつり
④ ばんげ秋まつり
⑤ ばんげ初市大儀引き

CONTENTS

会津坂下町 全体図	2・3	議会	19
プロフィール	4	町営住宅・道路等	20
歳時記	5	上下水道・消防団等	21
庁舎業務案内	6	施設一覧	22・23
住民登録・印鑑登録	7	[広告] 会津坂下町建設業組合 からのお知らせ	24・25
戸籍届出・証明書・ 行政サービスセンター	8	暮らし・サービス	26・27
年金	9	地図インデックス	29
税	10	地図-詳細図 1・2	30~33
国民健康保険(国保)	11	地図-広域図 3~5	34~39
介護保険	12	各施設の利用・奥付	40
後期高齢者医療	13		
障がい者福祉・高齢者福祉	14		
健康づくり 健(検)診	15		
児童福祉・子育て支援	16・17		
学校教育等	18		

●ご利用に当たって
【会津坂下町暮らしのガイドブック】
※本誌に掲載されている記事情報は平成26(2014)年10月現在、手数料・使用料につきましては平成26(2014)年4月現在のものです。その後内容に変更が生じる場合もありますので事前にご確認ください。行政情報は会津坂下町の協力により編集しました。

あかり・人・街とランドスケープ 福島県知事許可(特定)第15852号
高圧受電設備・一般電気工事(内外線)・消防設備・通信工事・空調工事・一般土木工事・管工事・水道施設工事

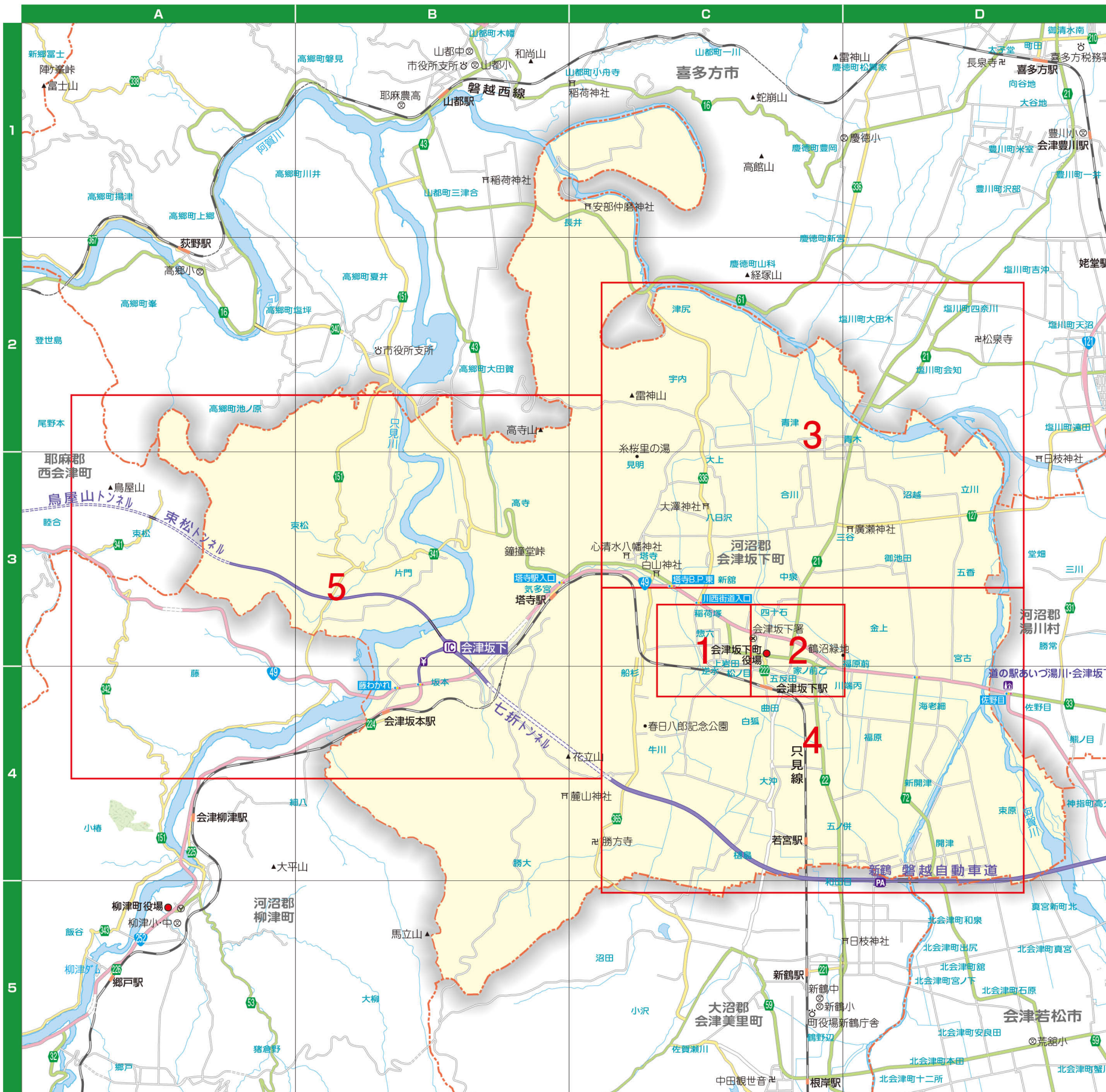


株式会社 佐藤電設

代表取締役 佐藤 春幸

本社：〒969-6551
福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下 103-1
TEL (0242) 83-0043 (代) FAX (0242) 83-0086 (総務部)
http://www.sato-densetsu.co.jp/ FAX (0242) 83-0096 (工務部)

喜多方営業所：〒969-3512
福島県喜多方市塩川町字東栄町一丁目 5 番地 9
TEL (0241) 27-4005
FAX (0241) 23-5795



新聞販売店 詳細図2図 A-3

読売・日経・民友・報知

会津坂下 竹村新聞店

新聞ご購入の際はお気軽にお問い合わせください。

■河沼郡会津坂下町字市中三番甲3673 高森ビル1-2
 ■TEL:0242-82-2088 ■FAX:0242-82-2300

P あり

電気工事 詳細図2図 C-3

電気工事全般

黒沢電設工業 (株)

電気設備工事・電気通信設備工事・消防設備工事
なんでもお任せください。

■河沼郡会津坂下町字上口578-1
 ■TEL:0242-83-2538 ■FAX:0242-83-4188
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜日・祝日・第2・4土曜日
 ■URL:http://www.kdenko.co.jp

P あり

建築・修理・リフォーム 広域図3図 B-4

福島県知事許可(般-25)第25164号

蓮沼建築

住まいの事なら何でもご相談ください。
建築・リフォーム・内装工事
一式承ります。

■河沼郡会津坂下町大字八日沢字飯沼2919
 ■TEL:0242-85-8224 ■FAX:0242-85-8224
 ■営業時間/8:00~18:00 ■定休日/日曜日

P あり

建設業 詳細図2図 B-4

鉄骨・建築・各種溶接

阿部鉄工

鉄骨・建築・各種溶接承りますのでお気軽にお問い合わせください。

■河沼郡会津坂下町字小川原1073-1
 ■TEL:0242-83-4544 ■FAX:0242-83-4544 ■営業時間/8:00~17:00
 ■定休日/土曜日・日曜日・祝日

P あり

葬祭業 詳細図1図 C-1

信頼にお応えする真心のお手伝い

みどり葬斎会館

一般葬から家族葬まで承りますので
お気軽にご相談ください。

■河沼郡会津坂下町字稲荷塚2288
 ■TEL:0242-84-2288 ■FAX:0242-84-2297
 24時間受付/年中無休

P あり

一般建築塗装 広域図4図 A-2

見積無料・リフォーム事業全般

有限 **東光塗装工業**

福島県リフォーム事業協同組合会員
リフォーム工事
建築塗装、防水塗装、屋根塗装、外壁塗装、橋梁塗装

■河沼郡会津坂下町大字牛川字村中乙67-1
 ■TEL:0242-83-1458 ■FAX:0242-83-1460
 福島県知事許可(般-22)第15791号

P あり

建設業 詳細図2図 B-5

板金工事一式

川上板金工業 (株)

一般住宅・屋根板金工事各種承りますのでお気軽にご相談ください。

■河沼郡会津坂下町字五反田1193
 ■TEL:0242-83-4658 ■FAX:0242-82-3356
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜日・祝日

P あり

建設資材販売 広域図4図 D-2

生コンクリート製造販売

会津中央レコン (株)

建設資材に欠かせない生コンクリートに関しては当社へお気軽にお問合せ下さい。
地域の皆様に寄り添い安心と安全を優先して守る。

■河沼郡会津坂下町大字宮古字村西28-1
 ■TEL:0242-83-2921 ■FAX:0242-83-0009 ■営業時間/8:00~17:00
 ■定休日/日曜日・祝日・第2・4土曜日

P あり

明治の宅配 広域図4図 A-4

美味しい牛乳を真心こめてお届けいたします

(株)アトム
明治牛乳坂下宅配センター

健康は毎日続けることから...当社がお手伝いします。
お気に入り商品をご希望本数に合わせて定期的にお届け致します。
お申込みはお気軽にFAXかお電話で、サンプルをお届けします。

■河沼郡会津坂下町大字牛川字村中甲2409
 ■TEL:0242-82-2051 ■FAX:0242-82-2071
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/土曜・日曜
 ■E-mail:info@atom0701.co.jp

P あり

文化・レジャー 広域図3図 A-3

会津坂下町温泉保養施設

・花里の湯(温泉)

■パノラマ大浴場(ジェットバス・ハーブ湯・打たせ湯)
 ■星空星空風呂(露天風呂・雪見サウナ)
 ■大休憩室(無料) 仮眠室・トレーニングルーム 完備

■福島県河沼郡会津坂下町大字見明字堤畔2115
 ■TEL:0242-83-1151 ■FAX:0242-83-1344
 ■営業時間/開館午前9:00~閉館午後9:00 ■休館日/月曜日(祝日の時は翌日)
 ■URL:http://www.shiorinoyu.jp
 ■E-mail:bange@shiorinoyu.jp

P あり

プロフィール

町章

合併10周年を記念して、公募によって制定。大きな円は地域の和、小さな円は家庭の和、たての線はそれを有機的に結び、明日への発展をあらわし、町名を「サカシタ」と誤読されやすいので「ばんげ」の3文字を組み合わせている。



町の花／菊

キク科の多年草。梅・竹・蘭とともに四君子と呼ばれ、気品が高く、長寿の美しい花として親しまれている。



町の木／桜

落葉喬木でバラ科。春一斉に白色または淡紅色の花を開き、昔から美しい花木として愛好されている。「杉の糸桜」は会津五桜の一つ。



町の鳥／うぐいす

ウグイス科の小鳥。背は緑褐色、腹は灰白色で、目を細く、春を告げる「ホーホケキョ」の鳴き声は、広く親しまれている。



会津坂下町民憲章

わたくしたちは、美しい自然のなかにはぐくまれ、未来に向かってたくましく生きる会津坂下町民です。
わたくしたちは、先人のすぐれた心をうけつぎ、町民としての自覚と誇りをもって協力し、平和で希望にみちたまちづくり

農業協同組合 詳細図2図 A-4

感謝・絆・貢献

JA会津みどり

当JAは、河沼郡・大沼郡を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって運営される、相互扶助を原点とする協同組織であり、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業を展開します。また、当組合は、地域の一員として総合事業を通じて各種金融機能・サービスの提供だけでなく、農業や助け合いを通じ、社会貢献に努めてまいります。

■河沼郡会津坂下町字東南町裏甲3985-1
■TEL:0242-83-2424
■FAX:0242-83-2442
■URL:http://www.aizu-midori.com

Pあり

のために町民憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、緑豊かな美しいまちをつくりましょう
- 一、互いに助けあい、心のふれあうまちをつくりましょう
- 一、健康で働き、活力あるまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう
- 一、教養を深め、文化の香り高いまちをつくりましょう

昭和六十年八月一日制定

データ

面積 91.65 平方キロメートル
総人口 16,438人 (平成26年10月1日)

概要

会津坂下町は、会津盆地の西部に位置する。町の中部から東側は盆地が広がり比較的平坦で、水田が多い。一方、町の西側は山林が多い。町の東側から北側にかけて阿賀川が流れているほか、西部には只見川が流れる。

歴史

会津地方は、古くから阿賀野川（阿賀川）をさかのぼって多くの人や文化の流入がありました。盆地西側の丘陵には出崎山遺跡や鍛冶山遺跡など旧石器時代の遺跡があります。早くから人々の生活の地となっていました。古墳時代になると県内最古級の柵が森古墳（4世紀前半）や県内で最大の亀ヶ森古墳（墳丘の長さ127メートル）、東北地方の前方後方墳で初めて銅鏡が出土した森北1号墳などがあり、この地に有力豪族が勢力を伸ばしていたことがわかります。また、高寺山伝承が物語るように、仏教に関する文化財が多数存在し、仏教文化が花開いていました。近世には、阿賀川・只見川を利用した水上交通網とともに陸上交通網も発達し、越後街道の宿場町として発展してきました。

笑顔写真館 詳細図1図 D-3

ハッピーメモリー一枚の写真から

イソメ写真館

～記念日にISOMEに行こうとパパが言う～ 去年撮った家族写真、今日見たら少し幸せ気分。笑顔あふれる一枚の写真。ずっと残していきたい家族の絆。
「写真の向うから明るい笑い声が聞こえる」そんな写真を撮りたくて、ひたすらシャッターを押しています。スタジオ内撮影OK! パパ、ママカメラマン大歓迎。
ベビー、七五三、成人式、ウェディングetc. 常に新作衣装充実。

■河沼郡会津坂下町字中三番甲3731
■TEL:0242-83-2071 ■FAX:0242-82-4680
■フリーダイヤル/0800-800-4680
■URL:http://www.isome-photo.com ■E-mail:photoisn@hechima.co.jp
■営業時間/8:30～18:30 ■定休日/火曜日

Pあり(7台)

歳時記



1月
ばんげ初市大俵引き (毎年1月14日)
極寒の中、下帯一本の男衆が東西に分かれ、長さ4メートル、高さ2.5メートル、重さ5トンの大俵を勇ましく引き合う姿はまさに「会津の冬の風物詩」。上町(東方)が勝つとその年の米の値段が上がり、下町(西方)が勝つと豊作になるといわれています。また、引き子は一年間無病息災になるといわれ、全国から引き子が集まります。大俵引きが終わると「福豆俵まき」が行われ、拾うと一年間福が授かるといわれています。

2月
杉の糸桜・桜まつり
メートル、樹高6メートル、花はやや白色のエドヒガンザクラの一種です。樹齢は200年と推定されていますが、天正年間に植えられたものの2代目といわれています。会津五桜の一つで、春には多くの観光客が訪れます。県緑の文化財登録。町指定天然記念物。

3月
御田植祭 (毎年7月7日)
その年の実りを祈願して実施される「御田植祭」では、神輿渡御、太鼓(としゃれっこ)の巡行、奉納親善相撲が行われます。さらに、初夏の到来を告げる「早乙女踊り」が町内各所で奉納されます。

4月
会津百名山高寺山の山開き(上旬)
会津百名山の一つ。会津地方で最も早く山開きをする山です。標高が402メートルで登山初心者やご家族連れも登りやすい山です。豊かな自然を有する高寺山の一早い山開きへどうぞ足をお運びください。

5月
杉の糸桜・桜まつり(下旬)
「杉の糸桜」は胸高幹周囲3.2

6月
ばんげ秋まつり (9月第3土曜日、日曜日)
仮装山車や太鼓が町のメインストリートを通ります。仮装山車は、坂下地区の15の各自治会が約1カ月を掛け受け継がれた技と新たな発想により造り上げます。宵まつりは、夜から提灯行列とライトアップされた山車が夜の街を彩ります。本まつりは、山車のコンクールが開催され、役場前では仮装した子どもたちがダンス等のパフォーマンスを行い、祭りを盛り上げます。

7月
御田植祭 (毎年7月7日)
その年の実りを祈願して実施される「御田植祭」では、神輿渡御、太鼓(としゃれっこ)の巡行、奉納親善相撲が行われます。さらに、初夏の到来を告げる「早乙女踊り」が町内各所で奉納されます。

8月
ばんげ夏まつり (8月第1日曜日)
役場前のメインストリートを行く天國にし、坂下三人小町披露式や安兵衛太鼓演奏等の各種行事が行われます。夜には、大規模な流し踊りと打ち上げ花火などが行われ、夏の夜を華やかに彩ります。

9月
ばんげ秋まつり (9月第3土曜日、日曜日)
仮装山車や太鼓が町のメインストリートを通ります。仮装山車は、坂下地区の15の各自治会が約1カ月を掛け受け継がれた技と新たな発想により造り上げます。宵まつりは、夜から提灯行列とライトアップされた山車が夜の街を彩ります。本まつりは、山車のコンクールが開催され、役場前では仮装した子どもたちがダンス等のパフォーマンスを行い、祭りを盛り上げます。

10月
「いにしえ街道」マラソン大会(下旬)
子どもから大人まで誰もが気軽に

11月
健康と産業と文化の祭典 (11月3日)
健康管理センター・中央公民館での農産物、加工品の販売他、各種イベントを通し、町民の交流を行います。また、美術展、書写、絵画展等で日頃の成果の展示が行われ、健康管理センターにおいては健康相談が行われます。

12月
いにしえ街道新そば祭り (11月第2土曜日、日曜日)
会津坂下町の山間部は澄んだ空気と昼夜の寒暖の差が大きいことから、良質なそばを育むのに最適な土地です。ばんげのそばは、地元産100%のそば粉を利用し、「とれたて、うちたて、ゆでたて」の三立のそばを、そば打ち名人たちが、腕によりをかけてつくりま



美容院 詳細図1図 B-3

元気と笑顔のヘアーサロン

トリル
Hair salon trill

トリルでは、あなたに合ったスタイルを見つけるだけでなく、「元気と笑顔」になれる美容室を目指してスタッフ一丸となって日々頑張っています。是非皆様のご来店お待ちしております！

スタッフ一同

■河沼郡会津坂下町字中岩田2-2
■TEL:0242-93-9300 ■営業時間/AM9:00～PM7:00(日曜PM6:00まで)
■定休日/毎週月曜日・第3日曜日
■URL:http://www.trill-gout.com/
予約優先制(当日予約OK)

Pあり

レストラン&バー 詳細図1図 C-4

各種イベント実施しております!

Gout
ゲー

Goutでは美味しいお料理、お酒を種類豊富にご用意し、沢山の皆さまに楽しい時間をゆっくりと過ごして頂きたいと考えております。心を込めて元気に明るい接客で皆様笑顔になって頂ける様、日々励んでいます。是非、皆様のご来店心よりお待ちしております。

スタッフ一同

■河沼郡会津坂下町字中岩田14 ■TEL:0242-93-9444
■定休日/毎週月曜日 ■URL:http://www.trill-gout.com/
◆ビュッフェタイム AM11:00～PM2:30
◆ディナー&バータイム PM5:30～PM11:30 ※日曜日のみPM10:30まで各種団体承ります!お気軽にお電話ください。

Pあり

庁舎業務案内

庁舎業務案内

組織一覧

☎ 問い合わせ先

総務課 行政管理班 TEL: 0242-84-1503 FAX: 0242-83-1361

課名	班名	執務場所	係名	主な業務仕事
総務課	行政管理班	☎84-1503 本庁舎2階	総務人事係 選挙係	秘書、名誉町民、地縁団体、区長・自治会長、人事管理 選挙
	危機管理班	☎84-1533 ☎84-1527 本庁舎2階	防災消防交通係 除染対策係	総合防災計画、消防団、自然災害、交通安全、チャイルドシート貸出 放射能対策、除染対策、放射性物質簡易検査室（北庁舎1階）
	税務管理班	☎84-1502 本庁舎1階	民税係 固定資産税係 納税係	町（県民）税、軽自動車税、仮ナンバー 土地・家屋評価、償却資産、土地台帳、字限図 収納、納税組合、町税等の証明
政策財務課	政策企画班	☎84-1504 北庁舎3階	企画調整係 情報統計係 地域づくり係	総合計画・実施計画、国土利用、国際交流、交通体系、道の駅 地域情報化、個人情報保護、広報発行、町勢要覧、広聴、統計調査 地域づくり支援
	財務管理班	☎84-1532 本庁舎3階	財政係 管財係	財政計画・調整、予算、決算、地方交付税、指定管理者 所有財産、入札、契約、庁舎管理、国土調査
生活課	戸籍環境班	☎84-1500 本庁舎1階	戸籍係 環境係	戸籍、住民記録、印鑑登録、埋・火葬許可、外国人、人権擁護、行政相談 環境、廃棄物の処理、狂犬病、斎苑管理
	福祉健康班	☎84-1522 本庁舎1階 ☎83-1000 健康管理センター	社会福祉係 健康増進係	障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護、民生児童委員、母子・寡婦 健康増進、精神保健、健診、予防接種、栄養改善指導、母子保健、献血
	保険年金班	☎84-1501 ☎84-1513 本庁舎1階	国保年金係 高齢者支援係	国民健康保険、国民年金、高額療養費、葬祭費、出産育児一時金 介護保険、認定申請、後期高齢者医療、地域包括
建設課	都市土木班	☎84-1506 本庁舎2階	都市計画係 土木建築係 管理係	都市計画区域、土地区画整理事業、都市公園、街並み、屋外広告 町道・準用河川新設改良 町有施設維持管理（道路、河川、都市公園、町営住宅）、除雪、法定外公物
	上下水道班	☎84-1530 ☎84-1531 本庁舎1階	業務係 施設係	上下水道料金賦課徴収 上下水道実施設計・施行、維持管理、浄化槽、農集排、公会計導入
産業課	農林振興班 （農業委員会）	☎84-1505 ☎84-1534 本庁舎2階	振興係 整備係 農地管理係	米の生産調整、畜産、病害虫の防除、鳥獣、担い手・集落営農、新規就農 ため池、農道・林道、農村公園、農地災害、日本型直接支払 農業委員会、農業資金、結婚相談、農業者年金、農地の売買・転用
	商工観光班	☎83-5711 東分庁舎	商工係 観光係	商工業、消費者行政、雇用、商工金融、中小企業、企業誘致 観光、物産、グリーンツーリズム、観光物産協会支援
出納室	☎84-1508 本庁舎1階	出納係	現金・物品・有価証券等の出納・保管	
議会事務局	☎84-1507 本庁舎3階	議事調査係	議会運営、議案・請願・陳情の収受、議会報の発行、監査委員会事務局	
教育課	教育総務班	☎84-3711 南分庁舎	総務係 学校教育係	教育委員会、教育財産の取得・管理、教育行政の調整 生徒・児童の就学、教科書採択、小・中学校の管理
	学校給食センター	☎83-3620	業務係	給食センター維持・管理、給食の放射能検査
	社会文化班	☎83-3010 中央公民館	生涯学習係 文化振興係	生涯学習、青少年育成、男女共同参画、社会教育・体育、図書館 文化財、埋蔵文化財、美術記念館、町史編さん
子ども課	子ども支援班	☎84-3712 南分庁舎	子育て支援係 保育支援係	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、医療費助成、放課後子どもクラブ、放課後児童保育 幼・保施設管理、保育料・延長保育料賦課徴収、入園・入所
	ばいりげ保育所	☎83-3202	保育係	保育、入所児童の育児相談、子育て支援
	坂下南幼稚園	☎83-2410	教務係	教務、幼稚園保育、子育て支援
	坂下東幼稚園	☎83-8590	教務係	教務、幼稚園保育、子育て支援

廃棄物収集運搬・解体工事 広域図4回 D-2

地域に密着!! 循環型社会を目指します。

有限会社東北環境エンジニア

※一般廃棄物収集運搬 各事業所から出る一般廃棄物及びご家庭からの引越しや遺品整理等による不用品の処分
※産業廃棄物収集運搬 県内事業所から排出される産業廃棄物12品目の処理が可能
※解体工事 会津地方全域の建物等の解体工事全般 迅速対応!!ご相談ください!!

■福島県河沼郡会津坂下町大字金上宇的場37番地
■TEL:0242-84-3680 ■FAX:0242-84-3681
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜日 年末年始
■E-mail:toukan.aizu@khh.biglobe.ne.jp

リサイクル 詳細図1回 B-5

遺品整理・リサイクルのお手伝い

(有)坂下リサイクルサービス
心の絆、安心の証

遺品整理士
の有資格者がいます。

産業廃棄物・一般廃棄物・リサイクル・遺品整理
坂下リサイクルサービスは地元密着。
地域の皆様に愛されるよう日々活動しております。
人と人との繋がりを大切に皆様のサポートをさせていただきます。

■河沼郡会津坂下町牛川字弥五畑343-1
■TEL:0242-83-3402 ■FAX:0242-83-3860
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜日・祝日
■URL:http://bange-recycle.com/

P あり

住民登録・印鑑登録



住民登録

住民登録をすることにより、住所の証明を受けたり年金や福祉などの行政サービスを受けられるようになります。

■住所異動の届出

住所や世帯構成に異動があったときは異動届が必要となります。

■転入・転出などの届出

届出の種類	届出に必要な主なもの	届出期間
転入届 他市区町村から 会津坂下町への異動	○本人確認ができるもの （運転免許証、パスポート、住基カード、保険証など） ○転出証明書 ○該当する方のみ ・障害者手帳 ・介護保険受給資格証明書 ・扶養のわかる所得証明書 ・後期高齢者医療被保険者に係る異動連絡票	転入から 14日以内
転出届 会津坂下町から 他市区町村への異動	○本人確認ができるもの （運転免許証、パスポート、住基カード、保険証など） ○該当する方のみ ・印鑑登録証・国民健康保険証 ・老人医療受給者証 ・介護保険証 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・乳幼児・児童医療費受給資格証	転出 予定日の 前後 14日以内
転居届 町内での 住所異動	○本人確認ができるもの （運転免許証、パスポート、住基カード、保険証など） ○該当する方のみ ・国民健康保険証 ・介護保険証・障害者手帳 ・乳幼児医療受給者証	転居した 日から 14日以内
世帯変更届 世帯主変更 や世帯分離 など	○本人確認ができるもの （運転免許証、パスポート、住基カード、保険証など） ○該当する方のみ ・国民健康保険証	変更後 14日以内

*本人が届け出できないときには、世帯主または委任代理人（委任状が必要）、法定代理人の方が届け出できます。

印鑑登録

印鑑登録証明とは、実印の印影が役場に届けてある印影と同じであるという市区町村長の証明で、主に不動産の登記や公正証書の作成などの重要な経済取引の際に使用されます。

■印鑑登録の申請

○印鑑登録ができる方 住民登録をしている満15歳以上の方で、成年後見登記を受けていない方

登録方法	登録に必要なもの	登録できない印鑑
本人申請で 本人確認が できる場合 (即日交付)	○登録しようとする印鑑 ○本人確認ができる次のいずれかのもの ・官公署の発行した本人の写真が貼付されているもの (運転免許証、パスポート、住基カード、障害者手帳など) ・会津坂下町において印鑑登録をしている者が保証人として署名し、登録印鑑を押した印鑑登録申請書 ・会津坂下町の職員が申請者本人であることを確認し、署名押印した印鑑登録申請書	○世帯内ですでに他の方が登録している印鑑 ○2.5センチ四方の中に収まらない大きな印鑑 ○0.8センチ四方の中に収まる小さな印鑑
本人申請で 本人確認が できない場合 (後日交付)	○登録しようとする印鑑 即日交付できません。申請後に郵送される回答書を期限内に持参したときに印鑑登録証が交付されます。	○ゴム印、合成樹脂など変形するもの ○すりへったり、欠けているもの
代理人申請 (後日交付)	○登録しようとする印鑑 ○委任状 (本人が自署し、押印したもの) 即日交付できません。申請後に郵送される回答書を期限内に持参したときに印鑑登録証が交付されます。	○文字の判読が困難なもの ○氏名以外の事項が入っているもの

■印鑑登録の変更と廃止

実印が不要になったり、実印を紛失してしまったときは、実印の廃止または改印の届けが必要で、印鑑登録した方が死亡したり、町外に転出したときは、死亡届、転出届によって、登録は自動的に廃止されます。

☎ 問い合わせ先

生活課 戸籍環境班
TEL: 0242-84-1500 FAX: 0242-83-1144





戸籍

戸籍は本籍を置いてある方の出生事項、親子関係等身分関係を証明するものです。

■戸籍に関する届出

出生届・婚姻届・離婚届・転籍届・死亡届などがあります。戸籍に関する届け出は、夜間・休日でもできますが、不備があるときは後日平日に来庁していただきます。

養子縁組・離縁・認知などその他の戸籍届に関することはお問い合わせください。

届出事項	届出に必要なもの	留意事項
出生届	○出生届書(出生証明書) ○印鑑(届出人) ○母子健康手帳 ○健康保険証 ○通帳	届出期間/生まれた日から14日以内 届出先/各市区町村役場 届出人/父または母 ・児童手当、乳幼児医療受給者証等
死亡届	○死亡届書(死亡診断書) ○印鑑(届出人) ・死亡後の手続きに必要なもの ○喪主(相続者)の印鑑と通帳 ○死亡者が町等から交付されている健康保険証等	届出期間/死亡の事実を知った日から7日以内 (死体埋(火)葬許可書の交付を受けてください。) 届出先/各市区町村役場 届出人/親族、同居者、家主、地主 ・葬祭後死亡後の手続きをしていただきます。
婚姻届	○婚姻届書 ○婚姻するふたりの印鑑 ○本籍が会津坂下町以外の場合は戸籍謄本 ○官公署の発行した本人の写真が貼付されているもの(運転免許証、パスポート、住基カード等) ○成人証人2名の署名押印(届書に記入) ○未成年の場合は両親の同意書	届出期間/届け出が受理された日から効力が発生します。 届出先/各市区町村役場 届出人/婚姻するふたり
離婚届	○離婚届書 ○夫婦の印鑑 ○本籍が会津坂下町以外の場合は戸籍謄本 ○官公署の発行した本人の写真が貼付されているもの ○成人証人2名の署名押印(届書に記入)	届出期間/届け出が受理された日から効力が発生します。 届出先/各市区町村役場 届出人/夫・妻、裁判離婚の場合は申立人 *裁判離婚の場合は、裁判所の調書等を添付し、確定の日から10日以内に届け出てください。
転籍届	○転籍届書 ○戸籍の筆頭者及び配偶者の印鑑 ○戸籍謄本(会津坂下町内での転籍の場合は不要)	届出期間/届け出が受理された日から効力が発生します。 届出先/各市区町村役場 届出人/戸籍筆頭者と配偶者

住民票・戸籍証明書

■証明書の交付

居住や身分を公に証明する証明書を受け取ることができます。

○請求のできる方

請求理由を問わず請求できるのは、以下の方に限られます。

- 住民票** 本人及び同じ世帯の方
- 戸籍、附票** 本人、配偶者、直系血族(父母、祖父母、子、孫等) 上記以外の方(第三者)が請求する場合は委任状が必要になりますので、お問い合わせください。

印鑑証明 印鑑登録証を持ってきた方

主な証明書の手数料

■戸籍に関する手数料

戸籍謄抄本	1通	450円
除籍謄抄本	1通	750円
改製原戸籍謄抄本	1通	750円
戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350円
除籍に記載した事項に関する証明	1件	350円
届出・申出の受理または記載事項の証明	1件	350円

■住民票に関する手数料

本人のみの住民票(世帯一部の住民票)	1通	200円
世帯全員の住民票(1通4名まで)	1通	200円
住民基本台帳に関する証明	1件	200円

■住基ネットに関する手数料

住民基本台帳カード作成	1枚	500円
広域交付住民票(世帯一部・世帯全部とも)(1通4名まで)	1通	200円
公的個人認証サービス	1件	500円

*広域交付住民票とは住基ネットを利用して他市区町村で住民票を取得することができます。ただし、本籍は記載されません。

■諸証明手数料

身分証明書	1件	200円
附票の謄抄本	1件	200円
印鑑登録料	1件	300円
印鑑証明	1件	200円
その他の証明	1件	200円

*延長窓口 毎週木曜日 17:15~18:15

☎お問い合わせ先 生活課 戸籍環境班

TEL : 0242-84-1500 FAX : 0242-83-1144



公的年金制度

公的年金は、老後の所得保障の支柱として、高齢者の老後生活を實質的に支えていくことをその役割としています。

■被保険者の種類

国民年金の被保険者の種別は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

	どんな人?	加入の届出は?	保険料の納付は?
第1号被保険者	・学生 ・自営業者等	ご自身で市区町村役場へ届け出	ご自身で納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員等	勤務先が届け出	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先へ届け出	なし(配偶者が加入する制度が負担)

国民年金の届出

次に該当する場合は、すみやかに手続きをしてください。

こんなとき	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金・共済組合加入者は除く)	印鑑、年金事務所からの通知文書
20歳から60歳までの間に厚生年金保険や共済組合のある会社を退職したとき(扶養している配偶者がいる場合は、あわせて届け出をしてください。)	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、退職年月日のわかる書類(離脱証明書)
厚生年金や共済組合の加入者の配偶者が扶養からはずれたとき(収入が増えたときや離婚したとき)	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、扶養からはずれた日のわかる書類
住所、氏名が変わったとき (住民票の届け出と一緒にできます)	印鑑、年金手帳
任意加入するとき、やめるとき	印鑑、年金手帳

*第3号被保険者に関する届け出は、配偶者の勤務先等を通じて年金事務所へ提出してください。

保険料と納め方

第1号被保険者の方は自分で直接国民年金保険料を納めます。納付書は日本年金機構から送付されます。定額保険料/月額15,250円(平成26年度) 保険料額は年度ごとに増減します。



付加保険料(希望する人のみ) / 1ヵ月400円

■納付窓口

各金融機関や、コンビニエンスストアでも納付できます。

■口座振替

口座振替ですと、指定の口座から自動的に引き落とされ、納付のためにそのつど金融機関まで出向かずに済みます。

金融機関または年金事務所まで下記を持参のうえ、申込手続きをしてください。

- ・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ・預金通帳 ・通帳届出印

保険料の免除

国民年金の保険料を未納にしておくと、老齢年金や障害基礎年金、遺族基礎年金などが受けられないときがあります。経済的な理由等により保険料をどうしても納められない方は、免除の申請をしてください。申請をすると、日本年金機構で審査決定のうえ、結果をお知らせします。

手続きに必要なもの/印鑑・年金手帳

- *学生の場合/学生証(写)または在学証明書(原本)
- *失業された方は、雇用保険受給資格者証の写し

給付年金の種類

国民年金に加入すると、下記の年金を受給することができます。

- ・老齢基礎年金 ・障害基礎年金 ・遺族基礎年金
- ・寡婦年金 ・死亡一時金

制度の内容、どういった方が該当するか等詳細についてはお問い合わせください。

☎お問い合わせ先 生活課 保険年金班

TEL : 0242-84-1501 FAX : 0242-83-1144

会津若松年金事務所

TEL : 0242-27-5321

土地家屋調査士・行政書士事務所 詳細図1図 C-4

ワンストップサービスの
五十嵐総合事務所

▼なんでもかんでも相談所▼
建物の新築・増築の登記、土地の登記・測量・境界・紛争
相続の相談、家系図、内容証明書、不動産売買・賃貸・管理
建物の計画から完成までの手続き 建築確認申請 住宅プラン
土地の有効活用 農地転用 許認可の手続き

■河沼郡会津坂下町字沢ノ目1713-5
■TEL:0242-83-0107 ■FAX:0242-83-4789
■(フリーダイヤル)0120-83-0107
行政書士、土地家屋調査士、一級建築士、宅建取引主任者、インテリアプランナー、
認定調査士がご相談をお待ちしております。 P あり

■個人町民税

区分	内容
納税義務者	毎年1月1日の現況によって、次の方が納付します。 ・町内に住所があり、前年中に所得があった方／均等割＋所得割 ・町内に住所はないが、事務所または家屋敷がある方／均等割
税率	個人町民税 ・均等割／年額3,500円（所得が一定額を超えた方） ・所得割／課税標準額×6% 個人県民税 ・均等割／年額2,500円（所得が一定額を超えた方） ・所得割／課税標準額×4%

■法人町民税

区分	内容
納税義務者	・町内に事務所・事業所を設けている法人または人格のない社団などで収益事業を営むもの／均等割＋法人税割 ・町内に寮などがある法人で町内に事務所・事業所がないもの／均等割のみ ・町内に事務所・事業所などがある法人でない社団や財団で収益事業を行わないもの／均等割のみ
税率	均等割額／資本等の金額と従業員数により9区分 年額5万円から300万円 法人税割／法人税額の9.7%

■固定資産税

区分	内容
納税義務者	毎年1月1日現在で町内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方
税率	固定資産の価格（課税標準額）×1.4%（税率）

■軽自動車税

区分	内容
納税義務者	毎年4月1日現在で町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方
税率	車両の種類及び総排気量・用途等の区分に基づき、年額 平成27年度より 1,600円から10,800円 平成28年度より 1,600円から12,900円

■国民健康保険税

区分	内容
納税義務者	国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主 ・特別徴収 公的年金から天引きされている方 ・普通徴収 納付書または口座振替にて納めていただく方



区分	内容
税率	次の4つの項目を基に、医療保険分である「医療保険分」、75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための「後期高齢者支援金分」、介護保険第2号保険者（40歳以上65歳未満の国保加入者）に課税される「介護保険分」をそれぞれ算出し、合算したものが保険税額となります。 ・所得割／国保加入者全員の所得に応じて算定されます。 ・資産割／国保加入者の固定資産税額に応じて算定されます。 ・均等割／国保加入者の人数に応じて算定されます。 ・平等割／1世帯に対して算定されます。

■その他の税

区分	内容
たばこ税	町内でたばこを買ったとき、その一部が町に納付される税金です。
入湯税	町内の鉱泉浴場を利用した方が、衛生施設や消防施設などの整備及び観光の振興費用を負担するための税金です。税率：1人（12歳以上）1日につき150円

■納税

町税は下記の各金融機関、会津坂下町役場で納めることができます。口座振替で納めることもできますので、預金通帳及びその届出印を持参のうえ、各金融機関で手続きしてください。

金融機関 東邦銀行、大東銀行、ゆうちょ銀行または郵便局の本・支店、会津信用金庫、会津商工信用組合、会津みどり農業協同組合

■税に関する証明書

税に関する証明書が必要な方は、印鑑・手数料・本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ちのうえ、申請してください。税の証明は個人の秘密に関与しますので、本人または同一生計者以外の代理人が交付申請する場合は、本人からの委任状が必要となります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

☎お問い合わせ先

総務課 税務管理班

TEL：0242-84-1502 FAX：0242-83-1361



国民健康保険は、市区町村ごとに運営されております。

会津坂下町では本庁舎、生活課 保険年金班④窓口で各種手続きができます。

☎お問い合わせ先（各種申請・届出）

生活課 保険年金班 国保年金係

TEL：0242-84-1501

FAX：0242-83-1144

国保の手続き

世帯ごとに加入し、世帯主がまとめて届け出や保険税の納付などをしますが、世帯の一人ひとりが被保険者です。

	こんなとき	届出に必要なもの	
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑	
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑	
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、被保険者証、印鑑	
やめるとき	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑	
	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証、印鑑	
	職場の健康保険に加入したとき	被保険者証、職場の健康保険の被保険者証、印鑑	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	被保険者証、職場の健康保険の被保険者証、印鑑	
その他	家族が亡くなったとき	被保険者証、印鑑	
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、被保険者証、印鑑	
	退職者医療制度の対象となったとき	年金証書、被保険者証、印鑑	
	町内で住所が変わったとき	被保険者証（変更前の被保険者証は使用できなくなります）、印鑑	
	世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証（変更前の被保険者証は使用できなくなります）、印鑑	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	被保険者証（変更前の被保険者証は使用できなくなります）、印鑑	
	就学のため、別の住所を定めるとき	在学証明書、被保険者証、印鑑	
	被保険者証等を再発行したいとき	身分を証明するもの、印鑑	
	国保の給付等	限度額適用・標準負担額減額認定証がほしいとき（70歳以上の方は、非課税世帯の方のみ交付対象）	被保険者証、印鑑
		特定疾病療養受療証がほしいとき	被保険者証、印鑑、医師の証明等
高額療養費の申請をしたいとき		被保険者証、印鑑、領収証、世帯主の通帳	
やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき		被保険者証、印鑑、診療報酬明細書、領収書、世帯主の通帳	
医師が必要と認めた補装具を買ったとき		被保険者証、印鑑、医師の診断書が意見書、領収書、世帯主の通帳	
出産育児一時金を申請するとき		被保険者証、印鑑、領収書、直接支払制度の合意書、世帯主の通帳	
	※直接支払制度に合意することで、国保から医療機関に直接支払われます。合意しなかった場合や差額がある場合は申請が必要です。		
	葬祭費を申請するとき	被保険者証、印鑑、喪主の通帳	

医療費の自己負担限度額

医療費の1カ月の自己負担が限度額を超えたとき、その超えた分が高額療養費として支給されます。また、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、医療機関の窓口での支払いが限度額までとなります。

世帯の所得区分や、70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方で限度額は異なります。詳細な金額等はお問い合わせください。



1 総合相談窓口について

高齢者についての相談窓口は会津坂下町地域包括支援センターです。会津坂下町地域包括支援センターは、町から委託を受け、高齢者に関わる「福祉」「介護」「健康」などさまざまな面から総合的に支援するところです。健康や福祉のことなどの悩み、心配ごとなどどんなことでも相談に応じます。

お問い合わせ先

会津坂下町地域包括支援センター

(保健福祉センター内)

TEL : 0242-84-2700

2 介護保険事業

(1) 介護保険サービス (介護が必要になったら)

介護保険の在宅サービスや施設のサービスを利用するには、会津坂下町へ要介護認定の申請を行う必要があります。申請からサービス利用までの流れは次のとおりです。

- 申請 申請は町の担当窓口で申請をします。「申請書」に介護保険の「保険証」を添えて提出します。
- 訪問調査 町の調査員が自宅や施設を訪問して心身の状況について、本人や家族から聞き取り調査を行います。
- 主治医意見書 本人のかかりつけの医師に、心身の状況について意見書を作成してもらいます。主治医への依頼は町が行い、個人の費用はかかりません。
- 介護認定審査会 訪問調査の結果と主治医意見書をもとに保健・医療等の専門家で構成された介護認定審査会による審査が行われ、要介護の状態区分を判定します。要介護状態区分は要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7段階です。
- 認定・結果通知 審査会で認定した要介護状態区分の結果を町が認定し、結果を記した保険証が郵送で送られます。

- ケアプラン (利用計画) 作成 保険証が届いたら、ケアマネージャーに依頼して、本人や家族と相談してケアプランを作成してもらいます。
- サービスの利用 サービス事業者に保険証を提示して、ケアプランに沿ったサービスを利用します。利用者の自己負担は費用の1割です。

(2) 介護予防事業

- 1次予防事業 町内在住のおおむね65歳以上の方を対象とし、ストレッチや有酸素運動、体操などによる筋力アップ等の教室を開催し、介護予防の普及啓発活動を行っております。
- 2次予防事業 65歳以上の高齢者で生活機能低下が認められる方について、状況の把握を行い、専門の講師による運動機能・栄養改善・口腔機能の向上のプログラムからなる教室を開催しています。

お問い合わせ先

生活課 保険年金班 高齢者支援係

TEL : 0242-84-1513

FAX : 0242-83-1144



後期高齢者医療

県内のすべての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が運営を行い、保険料の徴収や各種申請・届出の受付は市町村が行います。

会津坂下町では本庁舎、生活課 保険年金班⑤窓口で各種手続きができます。

お問い合わせ先 (各種申請・届出)

生活課 保険年金班 高齢者支援係

TEL : 0242-84-1513

FAX : 0242-83-1144

後期高齢者医療の手続き 加入したら、一人ひとりが被保険者となり、個人ごとに届け出や保険料の納付などをします。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	75歳になったとき	手続きは不要です
	65歳以上で一定の障がいがあり、加入の意思があるとき	被保険者証、障害者手帳(年金証書、医師の診断書等)、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	県外から転入したとき	負担区分等証明書
やめるとき	県内の他市町村から転入したとき	広域内異動連絡票
	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証、印鑑
	障害認定を撤回したいとき	被保険者証、印鑑
その他	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、被保険者証、印鑑
	死亡したとき(葬祭費等の申請をするとき)	被保険者証、印鑑、喪主と法定相続人の口座情報がわかるもの(以下通帳)
給付等	町内で住所が変わったとき	被保険者証(変更前の被保険者証は使用できなくなります)、印鑑
	氏名が変わったとき	被保険者証(変更前の被保険者証は使用できなくなります)、印鑑
	被保険者証等を再発行したいとき	身分を証明するもの、印鑑
	限度額適用・標準負担額減額認定証がほしいとき(非課税世帯の方のみ交付対象)	被保険者証、印鑑
給付等	特定疾病療養受療証がほしいとき	被保険者証、印鑑、医師の証明等
	高額療養費の申請をしたいとき(一度申請すると、次回からは自動的に限度額を超えた分支給)	被保険者証、印鑑、被保険者の通帳
	やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき	被保険者証、印鑑、診療報酬明細書、領収書、被保険者の通帳
	医師が必要と認めた補装具を買ったとき	被保険者証、印鑑、医師の診断書か意見書、領収書、被保険者の通帳

福祉用具レンタル・販売 住宅改修

広域圏4回 E-1

レンタル品 デモ貸出し致します。
(有)ヤマニ医療商会



介護・福祉用品・住宅改修の事でお困りの方は、お気軽にご相談下さい。福祉用品を通じてみんなが笑顔になれる様サポート致します。お電話頂ければご自宅までお伺い致します。

■会津坂下町大字五香字道下208
■TEL:0242-84-1055 ■FAX:0242-84-1056
■営業時間/8:30~18:00
■E-mail:y189802@olive.ocn.ne.jp





有限会社 なごやか

Shinanoki

フリーアクセス 通話無料 0800-800-6682
URL <http://www.sinanoki.co.jp>

〒965-0866 会津若松市新横町4-6 TEL0242-85-6703 FAX0242-85-6704

デイサービスしなのき坂下

〒969-6534 会津坂下町小川原954
TEL 0242-85-7181
FAX 0242-85-7182

○月曜日～土曜日
○8:30～17:30
○利用定員数 30名

毎日6種類の昼食メニューから、お好みの料理をお選び頂けます。また、遊びながらの機能訓練のためのゲームコーナーも併設しています。

しなのき西会津	介護付有料老人ホーム	TEL0241-45-2866 FAX45-2883
しなのき新横東	デイサービスしなのき新横東 住宅型有料老人ホーム	TEL0242-85-8511 FAX27-3522 TEL0242-85-8233 FAX85-8333
しなのき新横	住宅型有料老人ホーム	TEL0242-85-6336 FAX27-6050
しなのき石堂	ヘルパーステーションしなのき 住宅型有料老人ホーム	TEL0242-37-1271 FAX37-1272
介護事業所しなのき	デイサービスセンターしなのき 住宅型有料老人ホーム	TEL0242-93-6207 FAX93-6208 TEL0242-22-3681

障がい者福祉

1 障害者手帳について

身体・知的・精神に障がいを持つ方に対し、それぞれの障がいに応じて身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

手帳を取得することで、福祉サービスや障がい者向けの減免制度等が受けられます。(障がいの種類・等級に応じて、受けられない制度もあります。)

2 自立支援医療について

身体障がいの方、精神障がいの方で一定の要件を満たしている方は、所得に応じて医療費の自己負担の限度額が設定されます。

3 重度心身障がい者医療費受給者証について

重度の障がいを持つ方に対し、医療費の助成を行っています。
対象者: 身体障害者手帳1～2級(内部障がい3級)の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、その他の等級で重複して手帳をお持ちの方

4 補装具・日常生活用具について

補装具: 身体障がいを持つ方に対し、障がい部位を補完するための補装具費を支給しています。(義足、車いす、義眼、補聴器など)
 日常生活用具: 重度の障がいをお持ちの方に対し、日常生活に必要な用具を給付します。(ストマ(尿・便)、杖など)
 *補装具、日常生活用具とも、原則として費用額の1割が自己負担となりますが、世帯の課税状況に応じて自己負担限度額が設定されます。

5 障がい者(児)手当について

一定の障がいを持つ20歳未満の児童を養育している方へ、特別児童扶養手当を支給しています。
 また、重度の障がいをお持ちで、在宅で生活している方については、特別障害者手当(障害児福祉手当)を支給しています。

6 障がい福祉サービスについて

障がいをお持ちの方及び難病患者の方で、介護的なサービスや訓練的なサービスを必要とする方へ、その方にあったサービスを個別に検討したうえで支給決定を行います。原則としてそのサービスにかかる費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯の課税状況に応じて1カ月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

高齢者福祉

高齢者支援事業

(1) 寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業

在宅寝たきり等高齢者に対して紙おむつを支給する。年間12枚の給付券を交付する。

(2) 緊急通報装置貸与事業

一人暮らしの高齢者等の世帯に対し、システム機器を貸与し、24時間体制で緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

高齢者等の世帯で寝具類の洗濯乾燥消毒を年1回行う。

(4) 訪問理美容サービス事業

理美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、訪問する理美容院の出張経費を支給する。

お問い合わせ先

生活課 福祉健康班 社会福祉係
 TEL: 0242-84-1522 FAX: 0242-83-1144
 (特別児童扶養手当については子ども課 子ども支援班 子育て支援係)
 TEL: 0242-84-3712 FAX: 0242-83-7500
 会津坂下町社会福祉協議会
 TEL・FAX: 0242-83-1368

有料老人ホーム(住宅型) 広域圏4区 D-2

地域社会を小さな力で大きな未来へ

合同会社あつたか'z ケアホームつぼみ

豊かな自然と温かな人情がのこる会津の里に、ケアホームつぼみに新空間誕生! 利用者様の立場に立ったあつたかサポートで地域いっばんの施設を目指します。余生をいきいきとお過ごしいただくために、残存機能を維持し自立への支えとなるのが私たちのつとめです。これから花咲くつぼみのように、スタッフと一緒に可能性の花を咲かせてみませんか。

■河沼郡会津坂下町大字宮古字台畑52
 ■TEL:0242-93-9140
 ■FAX:0242-93-9154

Pあり



会津坂下町成人健康診査事業一覧

種類	対象となる方 年齢及び該当条件	検診間隔	実施方法等	
			集団検診	個別検診(施設)
結核検診	65歳以上の方	毎年	○	
肺がん検診	40歳以上の方	毎年	○	
肺がん喀痰検査	50歳以上の方で喫煙指数が600以上になる方/40歳以上で血痰がある方	毎年	○	
胃がん検診	40歳以上の方	毎年	○	
大腸がん検診	40歳以上の方	毎年	○	
肝炎ウイルス検査	40歳になる方、または40歳以上で一度も検査を受けたことがない方	1回のみ	○	
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢になる女性、または前年度未受診の女性	隔年(2年に1回)	○	指定医療機関
子宮頸がん検診	20歳以上の奇数年齢になる女性、または前年度未受診の女性	隔年(2年に1回)	○	指定医療機関
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70歳になる女性	節目年齢	○	
前立腺がん検診	50歳~74歳までの偶数年齢になる男性	隔年(2年に1回)	○	
特定健康診査	国民健康保険被保険者で40歳~75歳未満の方 ※毎年年度内に75歳になる方は、誕生日前日まで健診対象となります	毎年	○	指定医療機関
後期高齢者健康診査	75歳以上及び65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方	毎年	○	
人間ドック(日帰り・一泊) 脳ドック(一泊)	国民健康保険被保険者で40歳~75歳未満の方 ※毎年年度内に75歳になる方は、誕生日前日まで健診対象となります	隔年(2年に1回)		指定医療機関

*検査項目の詳細については、お問い合わせください。

●母子保健サービス

元気な赤ちゃんを産むために	母子(父子)健康手帳交付、妊婦一般健康診査受診券交付、相談、訪問
健やかな子どもの成長を願って	新生児・乳児 乳児全戸訪問、育児相談、家庭訪問 乳幼児 乳幼児健診(4カ月、10カ月、1歳6カ月、2歳6カ月、3歳6カ月) 乳幼児健康相談、離乳食教室、乳幼児発達相談、歯科健康相談(フッ素塗布)
教室・その他	健やかキッズ、家庭訪問
子育ての不安や悩みに対応	子育て相談、栄養相談(保健師・栄養士が対応いたします。医師・臨床心理士相談日があります。)

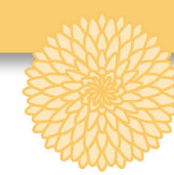
●予防接種(予診票配布、相談、助成)

予防接種法に基づくもの	ヒブ、小児肺炎球菌、BCG、四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)、麻しん・風しん混合、日本脳炎、子宮頸がん予防ワクチン、水痘、高齢者のインフルエンザ、成人用肺炎球菌
-------------	--

お問い合わせ先

生活課 福祉健康班 健康増進係(健康管理センター)
 TEL: 0242-83-1000 FAX: 0242-83-1757





1 ばんげファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と育児の手助けをしたい方（提供会員）で組織され、会員の相互援助活動により育児の援助を行います。

援助内容

- ・学校、保育所、幼稚園の登校、登園前後の預かりや送り迎え
- ・保護者の疾病時やその他急用の場合の援助

対象児童 0歳～小学6年生まで

報酬額

活動日	活動時間帯	報酬額(1時間当たり)
月曜日～金曜日	7:00～19:00(基本時間)	600円
	基本時間外	700円
土・日、祝日、年末年始	終日	700円

お問い合わせ先

ばんげファミリー・サポート・センター
TEL: 0242-83-0708

2 ホームスタート事業（家庭訪問型子育て支援）

引越したばかりで周りに子育ての悩みを話せる人がいない、子育てが不安等の場合に先輩ママが伺い、話し相手になったり、一緒に家事や育児をしながら子育てを応援します。

利用対象者 6歳以下の未就学児のいる家庭。

利用料 無料

お問い合わせ先

ホームスタートばんげ NPO法人 こころの森
TEL・FAX: 0242-23-9320

3 放課後児童クラブ

保護者等が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童（1～3年生）に、放課後や長期休みに適切な遊び及び生活の場を与えることを目的として運営しています。

場所 各小学校内(わんぱく東クラブ・わんぱく南クラブ)

開所時間 平日 授業終了後から19:00まで

土曜日・長期休み 7:00～19:00まで

負担金 1人月額3,000円（その他おやつ代等の実費がかかります。）18:00～19:00までは延長料金がかかります。1回300円

保育園 広域図4図 E-2

よく食べ!よく寝て!よく遊ぶ子!
えくぼ遊育園

小規模な施設のため、家庭的な雰囲気の中でひとりひとりのお子さんを温かく見守っていきたく思います。働くお母さんたちが増える中、育児や子育てを一生懸命頑張ろうとしている方のお役に立てればと思っています。家庭的な「えくぼ」で、親子で新しい発見をしてみたいかかですか。親子で「えくぼ」がこぼれるように!

■河沼郡会津坂下町大字宮古中西29
■TEL:0242-82-2665 ■FAX:0242-82-2665
■保育時間/7:30～18:00 ■定休日/日曜日・祝日・お盆・年末年始
■尚、時間などはご相談に応じます。

Pあり

4 多子世帯保育料軽減事業

18歳未満の子どもを3人以上養育している家庭のうち、第3子以降（3歳未満）が認可保育所・認可外保育所に入所している場合に経済的負担を軽減するため保護者に補助金を交付します。

5 認可外保育施設保育料補助

町保育所（3歳未満20,000円、3歳以上14,000円）と認可外保育施設保育料との差額を保護者に補助します。

6 児童手当

中学校卒業まで（15歳になる誕生日後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

*児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給。

*「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳になる誕生日後、最初の3月31日まで）養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

7 児童扶養手当

ひとり親家庭で18歳になる誕生日後、最初の3月31日まで（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）の児童を監護している方に対して、生活の安定と自立を助けるために支給されます。

8 特別児童扶養手当

身体または精神に障がい（中度または重度）のある20歳未満の児童を監護または養育している方に対して支給されます。

9 乳幼児・児童医療費の助成

0歳から18歳まで（18歳になる誕生日後、最初の3月31日までの方）を対象に、医療費の自己負担額（保険適用診療分）を助成します。

- ・社会保険の方で、会津管内の病院を受診する際は、乳幼児・児童医療費受給資格証と保険証を窓口で提示してください。
- ・会津管内以外の病院、または自己負担額が21,000円を超え

た場合は、一度窓口でお支払いいただくことになります。後日、乳幼児・児童医療費助成申請書に領収書を添付して申請していただければ、翌月に指定の口座へ振り込みいたします。

10 ひとり親家庭医療費の助成

18歳未満の児童を監護しているひとり親家庭の保護者を対象として医療費を助成しています。

世帯で、月1,000円を控除した分を助成。

11 おむつ専用ごみ袋の無料配布

ごみ処理の有料化に伴い子育て家庭の負担軽減を図るため、2歳未満の乳幼児の保護者におむつ専用の指定袋120枚を限度に無料で配布しています(出生届出 及び 転入届の際)。

お問い合わせ先

会津坂下町教育委員会 子ども課
TEL: 0242-84-3712

保育所の概要について

保育所名	設置(経営)主体	規模	所在地等
ばんげ保育所	会津坂下町	定員150名	字松ノ目1596番地 0242-83-3202
えくぼ遊育園	民間	定員20名	大字宮古中西29番地 0242-82-2665
託児ルーム もみの木	民間	定員20名	字福原前4129番地1 090-5838-4849

保育所の受入年齢及び保育時間等について

保育所名	対象児	保育時間	備考欄
ばんげ保育所	満6カ月から幼稚園就園まで	7:00～19:00まで ※延長保育時間を含む	日曜日、祝日、年末年始は休所
えくぼ遊育園	生後50日から幼稚園就園まで	7:30～18:00まで	第2・4土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始は休園
託児ルーム もみの木	満3カ月から幼稚園就園まで	7:30～18:00まで	土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始は休園 ※ただし、園行事は土曜日に実施

*来年度より「子ども・子育て支援新制度」がはじまり、保育時間等が変わります。詳細につきましては別刷りをご参照ください。

幼稚園の概要について

幼稚園名	設置(経営)主体	区域	所在地等
坂下南幼稚園	会津坂下町	旧町内の一部(橋本、仲町、小原、新栄町、柳町、諏訪町、鉄砲町、新町、新富町、若宮地区、川西地区、八幡地区、高寺地区)	字石田甲650番地 ※新園舎建設のため、平成28年1月6日までは[大字福原字福川原913番地(旧金上小学校)] 0242-83-2410
坂下東幼稚園	会津坂下町	旧町内の一部(古坂下、上町、桜木町、緑町、本町、茶屋町)、広瀬地区、金上地区	字上口705番地 0242-83-8590

幼稚園の受入年齢及び保育時間等について

幼稚園名	対象児	保育時間	備考欄
坂下南幼稚園	満4歳～小学校就学まで	7:00～19:00まで ※預かり保育時間を含む	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、長期休業(夏休み等)は休園 ※土曜日・長期休業期間は預かり保育を実施
坂下東幼稚園	満4歳～小学校就学まで	7:00～19:00まで ※預かり保育時間を含む	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、長期休業(夏休み等)は休園 ※土曜日・長期休業期間は預かり保育を実施



小中学校の転校・住所変更の手続き

■会津坂下町外へ転出するとき

- ①生活課の窓口で転出の手続き後、教育課で転校の手続きをする。
- ②学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等を発行してもらう。
- ③新住所の市区町村へ転入届を提出する。新住所の市区町村教育委員会で手続き後、指定の学校へ「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等を提出する。

■会津坂下町内に転入するとき

- ①生活課の窓口で転入の手続き後、教育課で転入学の手続きをする。
- ②在学していた学校で発行してもらった「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等と教育課で発行した「児童生徒異動通知書」を指定の学校に提出する。

■会津坂下町内での住所変更の場合

小学校においては通学区域が変わる場合のみ転校手続きが必要となりますので、生活課の窓口で住民異動の手続き後、教育課で手続きをしてください。
 なお、中学校においては必要ありません。通学区域については、事前にお問い合わせください。

新入学児童(小学生)の手続き

■9月頃 就学時健康診断通知書の送付

通学区域で指定された学校の「就学時健康診断通知書」が送付されます。

■10月頃 就学時健康診断の実施

就学時健康診断は、学校保健安全法に基づき、翌年度小学校1年生となるお子さんが元気に登校できるように行われるものです。対象となるご家庭には受診場所、受診日などを記載した「就学時健康診断通知書」を事前に送付しています。

■1月頃 入学通知書の送付

通学区域で指定された学校の「入学通知書」が送付されます。入学(式)に必要なので、大切に保管してください。

■2月頃 新入学児童・保護者学校説明会の開催

小学校へ入学するお子さんの保護者を対象に、新入学児童・保護者学校説明会を開催します。日程や内容については、各学校から通知が送付されます。

■4月 入学式

入学式は4月の初めに行われます。詳細については、新入学児童・保護者学校説明会で説明します。

新入学生徒(中学生)の手続き

■1月頃 入学通知書の送付

中学校の「入学通知書」が送付されます。入学(式)に必要なので、大切に保管してください。

■2月頃 新入学生徒・保護者学校説明会の開催

中学校へ入学するお子さんの保護者を対象に、新入学生徒・保護者学校説明会を開催します。日程や内容については、学校から通知が送付されます。

■4月 入学式

入学式は4月の初めに行われます。詳細については、新入学生徒・保護者学校説明会で説明します。

就学指定校の変更について

お子さんが就学するにあたっては、教育委員会が定める通学区域により入学する学校を指定しています。何らかの理由により指定校以外の学校へ就学を希望する場合は、下記までお問い合わせください。

☎ 問い合わせ先

教育委員会 教育課
 TEL : 0242-84-3711
 FAX : 0242-83-7500



議会のしくみ

■定例会と臨時会

町議会には定期的に行われる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。定例会は、3月、6月、9月、12月と年4回開かれ、町政の方針、町の予算などの重要な事項について審議、決定します。

■委員会

町議会で扱う内容は数も多く、町政全般に及びます。そこで、いくつかの部門に分けて専門的、能率的に審査するため、本会議のほかに委員会が設けられています。

委員会は予備審査的なことを行うもので、意思決定の権限もありません。しかし、議会は、委員会の審査結果を尊重しながら、本会議で最終的な意思決定を行います。委員会には常に設置されている常任委員会及び議会運営委員会と、必要に応じて設置される特別委員会があります。

常任委員会 総務、産業建設、文教厚生3つの常任委員会があり、議員はいずれかの常任委員会に所属します。

委員会名	定数	任期	所管事項
総務	6	2	総務課、政策財務課、出納室の分掌に属する事項、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項
産業建設	5	2	建設課、産業課の分掌に属する事項及び農業委員会の所管に属する事項
文教厚生	5	2	生活課の分掌に属する事項及び教育委員会の所管に属する事項

議会運営委員会 議会がスムーズに運営されるよう、議長の諮問により会期の設定、議案・請願等の取り扱いなど、議会運営全般について協議を行います。委員の定数は6人で、各常任委員会の委員長及び委員3名が選出されます。

特別委員会 特定の案件について審議、調査するために必要があるときに設けられます。

議会の役割と運営

■議会の役割

町議会は、地方自治法などの多くの権限が与えられ、町政

の重要なことを審議・決定する大切な役目を持っています。

会津坂下町を快適で住みよい町にするためには、道路や上下水道、公園などの住環境の整備をはじめ、ごみ処理、福祉の向上、産業の育成、教育環境の改善など、幅広い行政サービスの目標や施策を定めて、実行していかなければなりません。しかし、町民全員が一堂に集まって話し合うことは困難なため、選挙によって皆さんの代表を選ぶこととなります。この選ばれた人たちが町議会議員です。町議会議員は、町民生活のさまざまな課題について、きめ細かく審議し、どう処理すべきかを決定しています。

一方、町長は町議会で決定されたことに基づいて、町政を執行していくこととなります。町議会と町長は、お互いに独立・対等の立場にあり、それぞれの権限を尊重し合って、より良い町づくりのための施策や町民生活の向上に努めています。

■請願・陳情

町政に関することや、国・県等の行政機関に意見を述べる方法として、直接町議会に請願や陳情書の提出をすることができます。提出された請願等は町議会で審議され、可決された場合には関係機関等に送付されます。

●請願の提出方法

請願は、未成年者や日本に住む外国人、権利能力のない社団や町内に住所を有しない人でも提出することができます。請願書は日本語を用い、文書で提出してください。また、用紙はA4版を用い、横書きで作成してください。

- ・件名 ・請願の趣旨 ・提出年月日 ・請願者の住所、氏名
- ・請願者の押印 ・紹介議員の署名または記名・押印

請願等の審議は、定例会の中で行われますので、告示日2日前、正午までとなります。

陳情については、紹介議員は必要ありません。

■傍聴について

本会議を傍聴される方は、本会議当日、議会事務局へお越しください。

☎ 問い合わせ先

議会事務局
 TEL : 0242-84-1507



町営住宅・道路等

町営住宅

町営住宅とは 国と町が協力して建設した住宅で、住宅に困窮している低額所得者に対して賃貸または転貸するものです。

町営住宅に入ることのできる方（入居資格）

次の(1)～(7)すべて満たすことが条件です。

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (2) 地方税及び上下水道使用料等を滞納していないこと。
- (3) 過去において公営住宅に入居していた方及びその配偶者が入居する場合は、過去の家賃を滞納していない方。
- (4) 世帯の収入が、公営住宅法により定められた収入額以下であること。
- (5) 入居しようとする者が暴力団員でないこと。
- (6) 単身入居の場合は、次のいずれかに該当すること。

- ① 昭和31年4月1日以前に生まれた方
- ② 身体障害者手帳（1～4級）所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）所持者
- ④ 知的障がい者（精神障がいに相当する程度）
- ⑤ 生活保護法に基づく被保護者等

(7) その他

- ① 団地内のルールを守り、お互いに協力して円滑な共同生活ができる方
- ② 家賃の支払など契約条項を遵守できる方

町営住宅入居の申し込み 申込方法→入居資格のある方で入居を希望するときは、町で定めている用紙に必要書類を添付して、建設課にお申し込みください。

家賃について 入居者の収入等により決定され「毎年度」改定されます。

敷金について 入居時に家賃の3カ月分の敷金がかかります。

道路の維持・補修

道路に穴ができたら 道路または、側溝の補修やガードレールなどの安全施設の整備は、町道の場合は都市土木班で行っています。

損傷を見つけたら、連絡をお願いいたします。

歩道の切り下げやガードレールの撤去 次のようなときには、道路管理者（町長）の許可が必要です。

- ① 住宅へ自動車などを乗り入れるため、歩道を切り下げたいとき。
- ② 進入路をつくる場合、またはガードレールや歩車道境界ブロックなどを取り外したいとき。

町道を使用したいとき 次のようなことで町道などを使用したいときは、道路管理者（町長）の道路占用許可が必要です。

- 道路を掘って水道管などを埋設したいとき
- 道路を使って工事を行うとき

開発と規制

都市計画とは 都市としての健全な発展と秩序ある整備を図り、公共福祉の増進のために都市計画法が定められています。本町の一部が都市計画区域として決定されており、土地の利用などに関して一定の規制が行われています。

家などを建てる時 建築物を新築・増改築をしたり、高さ2メートルを超える擁壁や4メートルを超える広告塔などの工作物を設置するときには、建築基準法に基づいて県の建築主事の確認を受けなければなりません。町では各種法律関係の事前確認を行っています。

都市計画道路は 将来の交通や広域的な交通体系を見通し、決定されています。この計画道路の区域内に建築物を建てる時は、県知事の許可が必要になります。

☎ 問い合わせ先
建設課 都市土木班
TEL : 0242-84-1506
FAX : 0242-83-1365



上下水道・消防団等



上水道

☎ 問い合わせ先
上下水道班 業務係
TEL : 0242-84-1530 FAX : 0242-82-3510

水道の届け出について

主な届出等	受付時間	留意事項
引越しによる水道の使用開始、中止	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)	前営業日までにお申し込みください。
水道使用者の名義が変わるとき		届け出が必要ですのでご連絡ください。
水道メーター検針や水道料金の問い合わせ		営業時間内にご連絡ください。
水質についての問い合わせ		会津坂下町指定給水装置工事事業者へご連絡ください。
給水装置工事の申し込み		詳しい内容について情報を提供ください。
濁り水が出た場合及び公道上の漏水の連絡先	受付時間以外でもご連絡ください。	

下水道

☎ 問い合わせ先
上下水道班 施設係
TEL : 0242-84-1531 FAX : 0242-82-3510

下水道（排水処理施設）への接続について

種別	概要	
公共下水道	町では公共下水道計画区域につきまして整備をしています。供用開始している区域については下水道が使用できます。	施設を使用するためには、町へ申請していただくことになります。なお、排水設備工事費、使用料がかかります。接続できる区域については、上下水道班までお問い合わせください。
農業集落排水	下政所、西青津、八日沢、見明、大上、宇内、津尻、長井、窪倉地区では農業集落排水が整備されています。	
個別排水処理施設（合併浄化槽）	公共下水道認可区域外、農業集落排水実施区域外の地域については、家庭からの汚水や生活雑排水を処理するためには、合併浄化槽を設置していただくことになります。設置者の申請に基づき、設置費用の一部を補助する制度があります。	浄化槽の補助制度、登録工事店については上下水道班までお問い合わせください。
排水設備工事（個人が行う工事）	下水道（公共下水道、農業集落排水）に接続するための敷地内の工事を排水設備工事といいます。この工事をするときは、町が指定した排水設備指定工事店へ直接申し込みください。	指定工事店については、上下水道班までお問い合わせください。

会津坂下町消防団・交通対策協議会

☎ 問い合わせ先
総務課 危機管理班
TEL : 0242-84-1533 FAX : 0242-83-1361

●会津坂下町消防団

会津坂下町消防団は、現在7分団体制、定員550名で「自分たちの町は自分たちで守ろう」という郷土愛護の精神のもと、災害に強い町づくり・人づくりを目指して活動しています。

活動 消防団員は1年を通じて、巡回や各種訓練、防火防災思想の啓発活動、消火栓・防火水槽等の水利の点検、防災資器材の点検、災害防止活動及び消火活動等を行っています。

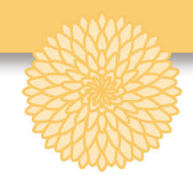
消防団員募集 消防団では、消防団員を募集しています。「会津坂下町が好き」「会津坂下町を守りたい」という思いのある年齢18歳以上の健康な方で、町内に居住する方は、お近くの消防団員または、役場総務課 危機管理班までお申し出ください。

●交通対策協議会

会津坂下町交通対策協議会は、町内の交通安全のために町長を会長とし、交通安全各種団体と協力して日々活動を行っています。
主な活動内容 交通安全街頭活動、各季交通安全運動期間中の広報活動、カーブミラーの設置や修繕、各種交通安全立て看板の設置、交通規制標識設置の申請等



施設一覧



AIZUBANGE
TOWN

	名称	所在地	電話番号	地図座標
庁舎	会津坂下町役場 (本庁舎)	字市中三番甲3662番地	84-1503 (代)	2図A-3
	会津坂下町役場 (東分庁舎)	字市中二番甲3650番地	83-5711 (代)	2図A-3
	会津坂下町役場 (南分庁舎)	字市中三番甲3667番地1	84-3711 (代)	2図A-3
生涯学習・ 社会教育施設等	中央公民館	字五反田1310番地3	83-3010	2図A-4
	町民体育館	字石田甲650番地	83-1151	2図A-4
	ばんげひがし公園鶴沼球場	大字福原字殿田34番地	83-3755	4図D-2
	ばんげひがし公園町民プール	//	83-3792	4図D-2
	スポーツクラブバンビィ	字石田甲650番地	83-2301	2図A-4
	塔寺山いこいの森公園	大字塔寺字姥ヶ懐地内	83-5711	3図A-5
文化施設等	町史編さん室	字五反田1310番地3	83-3010	2図A-4
	埋蔵文化財整理作業室	字五反田1212番地4	83-1421	2図A-5
健康・ 福祉関連施設	健康管理センター	字五反田1295番地1	83-1000	2図A-4
	社会福祉協議会	字西南町裏甲3998番地1	83-1368	2図A-4
	地域包括支援センター	//	84-2700	2図A-4
	保健福祉センター (金銀交流サロン)	//	84-3030	2図A-4
教育施設等	坂下高等学校	大字白狐字古川甲1090番地	83-2911	4図B-2
	会津農林高等学校	字曲田1391番地	83-4115	2図A-5
	坂下中学校	字惣六83番地	83-2356	1図C-2
	坂下南小学校	字石田甲650番地	83-2046	2図A-4
	坂下東小学校	字上口705番地	84-3450	2図D-3
	坂下南幼稚園	字石田甲650番地	83-2410	2図A-5
	坂下東幼稚園	字上口705番地	83-8590	2図D-3
	ばんげ保育所	字松ノ目1596番地	83-3202	1図D-4
観光施設	観光物産協会	字市中二番甲3650番地	83-2111	2図A-3
	五浪美術記念館	字台ノ下842番地	84-1233	2図D-4
	糸桜里の湯ばんげ	大字見明字堤帰2115番地	83-1151	3図A-3
	春日八郎おもいで館	字船杉字上宮甲21番地1	82-4254	4図A-3
	道の駅 あいづ 湯川・会津坂下	河沼郡湯川村大字佐野目字五丁ノ目78番地1	0241-27-8853	4図E-2
警察機関	会津坂下警察署	字館ノ下311番地	83-3451	2図A-2
消防機関	会津坂下消防署	字館ノ下111番地1	83-4100	1図D-2
郵便局	坂下郵便局	字石田1537番地1	83-2615	2図A-4
	青木郵便局	大字青木字幕ノ内508番地1	83-2972	3図C-4
	片門郵便局	大字片門字片門甲18番地3	85-2300	5図D-3
	気多宮郵便局	大字気多宮字宮ノ内13番地	83-2974	5図E-3
	古坂下簡易郵便局	字姥ヶ下乙44番地	83-3952	2図D-4
	川西簡易郵便局	大字宇内字北中甲1818番地2	83-2973	3図B-2
金融機関	東邦銀行株坂下支店	字館ノ下355番地	83-2255	2図A-3
	大東銀行坂下支店	字市中三番甲3732番地	83-2831 (代)	1図D-3
	JA会津みどり坂下総合支店	字館ノ内甲34番地	83-2411 (代)	2図A-3
	会津信用金庫坂下支店	字市中三番甲3669番地	83-2216 (代)	2図A-3
	会津商工信用組合会津坂下支店	字市中三番甲3663番地1	83-2321	2図A-3

	名称	所在地	電話番号	地図座標
コミュニティ センター	坂下コミュニティセンター	字石田甲650番地	83-0522	2図A-4
	金上コミュニティセンター	大字福原字家東59番地	83-3538	4図D-3
	広瀬コミュニティセンター	大字青木字八峠234番地1	83-2326	3図C-4
	若宮コミュニティセンター	大字牛川字寿ノ宮1890番地	83-3218	4図B-4
	川西コミュニティセンター	大字大上字柳ノ下甲312番地	83-2601	3図B-4
	八幡コミュニティセンター	大字塔寺字北原787番地	83-2619	3図A-5
国・県出先機関等	高寺コミュニティセンター	大字片門字宮ノ下1900番地	85-2001	5図D-3
	会津自然の家	大字八日沢字西東山4495番地1	83-2480	3図A-4
	農業総合センター会津地域研究所	大字見明字南原881番地	82-4411 (代)	3図A-4
会津坂下農業普及所	会津坂下農業普及所	//	83-2112 (代)	3図A-4
	会津森林管理署 坂下森林事務所	字小川原987番地3	83-3213	2図C-5
病院関係	坂下厚生総合病院	字逆水50番地	83-3511	1図C-4
	荒井医院	字古市乙150番地	83-2224	2図C-4
	平野医院	字上ノ台乙439番地	83-2243	2図C-4
	あかぎ内科消化器科医院	字小川原1020番地2	83-0303	2図C-4
	菅原医院	字市中二番甲3597番地	83-2311	2図B-3
	寿松堂渡辺医院	字五反田1181番地	83-3125	2図B-4
	星医院	字小川原1051番地	83-2136	2図B-5
	佐藤整形外科医院	字石田1541番地	83-1155	2図A-4
	玉木歯科医院	字稻荷塚64番地	83-4818	1図B-1
	中島歯科医院	字西南町裏甲4005番地1	83-9292	2図A-4
	大友歯科医院	字小川原946番地1	84-1688	2図C-5
	猪俣歯科医院	字市中二番甲3661番地	83-3100	2図A-3
	小久保歯科医院	字小川原1035番地3	83-2421	2図C-4
	酒井歯科医院	字上口500番地1	83-1582	2図B-3
佐藤歯科医院・矯正歯科クリニック	字市中四番甲3784番地1	83-2348	1図D-3	
遠山眼科医院	字五反田1252番地2	83-2011	2図A-4	
その他施設	会津西部斎苑	大字宇内字中子山4003番地4	83-0001	5図E-1
	農村環境改善センター	大字見明字堤帰2115番地	82-4766	3図A-3
	まちづくりセンター・国際交流協会	字市中二番甲3650番地	84-2135	2図A-3
シルバー人材センター	字石田1515番地8	83-0199	2図A-4	
各種団体等	会津坂下町商工会	字西南町裏甲4005番地13	83-3139	2図A-4
	只見川土地改良区	大字片門字片門151番地	85-2010	5図D-3
	阿賀川土地改良区	字古町川尻357番地	83-2918	2図A-2
	会津坂下青年会議所	大字白狐字土堰甲1020番地	83-0233	1図D-5
	ファミリーサポートセンター	字西南町裏甲3998番地1	83-0708	2図A-4
	わんぱく南クラブ	字石田甲650番地	83-3117	2図A-4
	わんぱく東クラブ	字上口705番地	83-5060	2図D-3
	会津坂下町建設業組合	字小川原979番地2	83-3243	2図C-4
	会津坂下町管工事業協同組合	字中泉毘沙田70番地4	83-2592	4図C-1
	会津坂下電友会	字小川原1092番地2	83-2705	2図B-4
	会津乗合自動車株坂下営業所	字大道2408番地	83-0759	1図C-1
	会津坂下駅	字五反田1270番地	(お問い合わせセンター) 050-2016-1600	2図A-5



主な活動内容

- ・災害協定応急対策業務(豪雨・豪雪時の災害復旧業務)
- ・除雪対策協議会 ・除染対策協議会 ・雇用促進協議会
- ・交通対策協議会 ・暴力団根絶会津坂下地区町村民会議
- ・会津坂下地区被害者支援ネットワーク

お問い合わせ先

〒969-6534 会津坂下町字小川原979番地2
TEL:0242-83-3243 FAX:0242-83-3263



●町との災害協定調印式(平成26年5月13日)



●環境美化奉仕作業出陣式(平成26年5月26日)



●豪雪時の排雪作業(平成22年12月、平成25年1月)

総合建設業 詳細図1図 D-4

豊かな未来へ
iritani 入谷建設工業株式会社

土木工事、建築工事、舗装工事、水道施設工事、造園工事、とび・土工工事、管工事、塗装工事
一級建築士事務所、不動産業、製材業、ASJ会津スタジオ

■河沼郡会津坂下町字沢ノ目1717
■TEL:0242-83-3311 ■FAX:0242-83-0558
■URL:http://www.iritani.co.jp/
■E-mail:iritani@iritani.co.jp

Pあり

総合建設業 広域図4図 B-3

〈快適な生活を営む空間の創造〉
マルト建設株式会社

日常の暮らしや職場をより価値的で豊かに過ごせる空間を創り、提供する新しいコンセプトLife Creatorを目指します。
そして、地域社会へのさらなる貢献とともに、多くの夢をカタチにしたいと考えます。これからも、深く大地に根ざした企業を目指し、創造という企業ロマンをどこまでも追いつけて参ります。

■河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田565
■TEL:0242-83-0010 ■FAX:0242-83-0023
■URL:http://www.maruto-aizu.com

Pあり

建設業 広域図4図 B-1

総合建設業
株式会社宮本組

〈土木・建築・とび・舗装・上下水道・産業廃棄物収集運搬〉
この街づくりに取り組み、創業51周年を迎えました。
これからもこの街の未来を造って行きます。
お客様のニーズに合わせた設計・施工で取り組んでおります。
お気軽にお問い合わせください。

■福島県河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田1035
■TEL:0242-83-2159 ■FAX:0242-83-2192
■営業時間/8:00~17:00
■定休日/日・祝日 ■E-mail:miyamoto-inc178@nifty.com

Pあり

土木・建築・外構・エクステリア 詳細図2図 D-4

暮らしやすい地域を共にめざして
山秀建設株式会社

50数年地域と共に歩んだ実績を基にして、より良い生活の為に、将来に向けて皆様のお役に立てる様な企業づくりを目指しております。
住宅・外構工事・造園及び緑化・エクステリア・車庫・物置等、新設・改修を問わず何でもご相談ください。

■会津坂下町字上口655
■TEL:0242-83-2673 ■FAX:0242-83-1262
■営業時間/8:00~17:00
■定休日/日・祝日 及び 第2第4土曜日

Pあり

建設工事業 広域図5図 D-3

より良い環境を
有限会社赤城建設

福島県知事 許可(般-23)第20662号
■土木工事業 ■建築工事業
■とび・土工工事業 ■舗装工事業
地域発展、住みよいくらしを創造します。

■福島県河沼郡会津坂下町大字片門字片門74
■TEL:0242-85-2036
■FAX:0242-85-2043
■営業時間/8:00~17:00
■定休日/日曜日・祝日



一般土木 広域図4図 A-3

KAKUDA 有限会社 角田土木

◆一般土木・舗装・除雪・リフォーム◆
土木工事や舗装工事だけではなく、リフォームなどの建築工事、個人宅の除雪作業まで、どんなお困りごとでもお気軽にご相談ください。

■河沼郡会津坂下町大字牛川字村中甲2665
■TEL:0242-83-4773 ■FAX:0242-83-4783
■E-mail:kakuda.doboku@live.jp

Pあり

建設業 広域図4図 D-5

総合建設業・解体業
小川建設(株)

一般住宅解体の種類
プレハブ・木造・鉄骨造・鉄骨コンクリート造等、様々な建築物の解体を承ります。

■河沼郡会津坂下町大字五ノ併字村東丙56
■TEL:0242-83-1333 ■FAX:0242-82-2061
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜日・祝日

Pあり

土木・水道・舗装 広域図3図 B-2

土木建設工事で地域環境作りに貢献する
佐藤建設工業有限公司

土木工事業・水道施設工事業・舗装工事業・浄化槽工事業
地域発展のため、明るい未来を創造する信頼ある企業を目指します。

■福島県河沼郡会津坂下町大字宇内字墓前1391番地1
■TEL:0242-83-0600
■FAX:0242-83-0777

アスファルト舗装工事 詳細図1図 C-4

アスファルト舗装工事なら当社へ
DKK 第一建設株式会社

住宅等の外構舗装について、当社のアスファルト舗装を施工されてはいかがですか？

■河沼郡会津坂下町字沢ノ目1760
■TEL:0242-83-4760 ■FAX:0242-83-4768
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜・祝日
■E-mail:dkk-king@atlas.plala.or.jp

Pあり

一般土木建築業 広域図4図 D-2

ものづくり、ひとづくりの喜び
曙工業株式会社

地域社会のニーズに応えられるすぐれた技術と実績による高い信頼性で、私達はより地元に着目した事業活動を進めています。
上下水道・公共施設、道路施設などの土木部門・防雪対策・除染活動を通し、皆様の快適な暮らしのお手伝いをしています。

■福島県河沼郡会津坂下町大字宮古字台畑6-1
■TEL:0242-83-1710 ■FAX:0242-83-3874
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/土・日曜日・祝日
■E-mail:akebono@sky.plala.or.jp

Pあり

建設 広域図4図 D-2

～郷土とともに～
白達建設株式会社坂下支店

青木立川線道路整備工事

営業種目
土木工事業 とび土工工事業 舗装工事業 建築工事業 管工事業

■会津坂下町大字宮古字大川原185
■TEL:0242-83-7577 ■FAX:0242-83-7578
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/社内規定
■E-mail:nissin-k@apricot.ocn.ne.jp

Pあり

築30年以上の物件は要チェック!

耐震改修をして地震に備えよう



住まいは長く安心して住み続けられるよう、地震に備えておきたいもの。もし、お住まいの家が昭和56(1981)年以前に建てられたのであれば、一度、耐震診断を受けることをおすすめします。なぜなら、同年6月1日に建築基準法が改正され、これより前に建てられた建物は、大地震時に倒壊・崩壊する可能性があるといわれているからです。万が一に備え、強度や劣化状況などの建物の状態を専門家に診断してもらいましょう。



コレが基準! 耐震診断の評点と判定

<p>評点 1.5点以上</p> <p>倒壊しない</p>	<p>評点 1.0点以上1.5点未満</p> <p>一応倒壊しない</p>	<p>評点 0.7点以上1.0点未満</p> <p>倒壊する可能性がある</p>	<p>評点 0.7点未満</p> <p>倒壊する可能性が高い</p>
-----------------------------------	---	--	--

耐震診断・耐震改修の各種助成・支援制度の例

- 【対象建物】** 1981年(昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けた、木造住宅(戸建て・長屋建て共同住宅・店舗付き住宅など)
- 【内容】**
- 建築確認通知書などの各種書類をそろえて事前相談が必要。
 - 耐震診断は無料。耐震改修工事を行った場合は、税金の控除がある
- ※助成内容や制度は、お住まいの自治体によって異なります。



ホームページでチェック!

誰でもできるわが家の耐震診断 <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

参考:一般財団法人 日本建築防災協会 木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務情報

予算と目的にあった信頼できる会社を選ぼう!

リフォームで気をつけたいこと



リフォームの大きなメリットは、一般的に新築に比べて少ない予算でできること。

リフォームを考えるときには、まずは家族で住まいの改善したい点や不便な点をとりまとめ、リストアップしましょう。そ

の上で、希望するリフォームの場所や時期、予算等を決定し、業者を選び、実際の工事を行います。

ここでは、目的や理想にあったリフォームを行うために、気をつけたいポイントをいくつかご紹介します。



ここが大切! リフォーム 3つのポイント

point 1 依頼する会社は評判+自分の目で選ぶ

当然のことですが、リフォーム会社を選ぶ際にはその会社が信頼できる会社かどうか、しっかりと見極めることが大切です。近所で実績があり評判のよい会社を選ぶときには、仕上がりが自分の望んでいるリフォームにあっているかどうかなども確認し、総合的に判断しましょう。

point 2 見積もりの依頼は数社に依頼=相見積もりを

信頼できる会社を何社か選んだら、各社に同じ内容で見積もりをお願いし、比較検討してみましょう。金額の大小だけではなく、対応のすばやさや的確さ、アイデアの豊富さなども判断材料のひとつとなります。保証や安全性の担保等、目に見えない部分も確認しましょう。

point 3 契約書類は隅々まできっちり確認を

契約書と最終見積もりと照らし合わせ、実施するプランどおりか内容をすべてチェックし、約款についても十分理解した上で正式な契約手続きを行います。追加や変更工事時の対応、アフターサービスの有無なども確認します。納得できるまで説明を受けましょう。

あなたには地元で見つけたお医者様がいますか?

頼りになる「かかりつけ医」



「かかりつけ医」とは、総合病院や特定の疾患に対する専門医のことではなく、日常から患者に寄り添って治療を行う医師のこと。自分だけではなく、家族全員の生活環境や健康状態を把握し、なんでも相談できる身近で心強い存在でもあり、近頃では、病気を発症させない予防医学という視点からも注目されています。日頃から健康管理のアドバイスを行ったり、生活習慣からくる病気などに対しては、ライフスタイルの改善まで指導してくれ

ます。また、万が一、大きな病気が見つかったときは、専門医への紹介状や報告書を作成してくれたり、在宅で闘病している患者には、訪問治療などの細やかな対応をしてくれる医師もいるとか。健康問題は、体への負担はもちろん、不安からくる心理的な負担もかなりのものです。

体の心配を取り除き、日々健康であるためにも、自宅近くに信頼のできる「かかりつけ医」を見つけておくことが重要です。

かかりつけ医を選ぶ3つのポイント

point 1 身近にいて、どんな病気も診てくれる

身近で気軽な相談がいつでもできるためには、まず自宅から「近い」ことが重要です。病気がなと思ったときに、どんな病気でも真っ先に相談できる医師がいれば、状況に適した医療がスムーズに受けられます。

point 2 いつでも適した医療が受けられる

病気はいつ、どこで発症するか分かりません。地域医療機関との連携ができる医師であれば、いつでも、どこでも、誰でも適切な医療を受けることが可能になります。

point 3 ふさわしい医師・機関を紹介してくれる

高度な診療機能をもつ専門病院との連携で、それぞれの機能を分担し、病状に応じてふさわしい医療機関・医師を紹介してくれる医師・医院を選びましょう。

かかりつけ医の紹介制度も活用しよう

「かかりつけ医」を探そうにも、なかなか情報が得られず困ったという意見も少なくありません。自治体や医療センターによっては、「かかりつけ医」の選び方がわからない市民のため、紹介制度を行っているところも。迷ったら地域の医療センターへ連絡してみましょう。

レム睡眠とノンレム睡眠って何?

眠りの質を高めて、すっきり目覚めよう!



疲れたなと感じていても、ひと晩ぐっすり眠ると翌朝はスッキリしていることがよくあります。健康であるために、睡眠は非常に重要です。みなさんは「レム睡眠」と「ノンレム睡眠」という言葉を聞いたことがありますか?レム睡眠とは、眠っていても眼球が動いている、眠りの浅い状態です。ノンレム睡眠とは、眼球が動かない眠りで、ぐっすり寝ている状態です。眠りにおちてすぐ深い眠りのノンレム睡眠になり、次に浅い眠りのレム睡眠になります。だいたい90分でノンレム睡眠とレム睡眠を繰り返しています。

どれくらい眠ればいいのか?

個人差があるので一概にはいえませんが、ノンレム睡眠とレム睡眠のサイクルを4回(90分×4)、つまり約6時間の睡眠で十分といわれています。また、脳には眠りはじめの3時間でよいという人もいます。

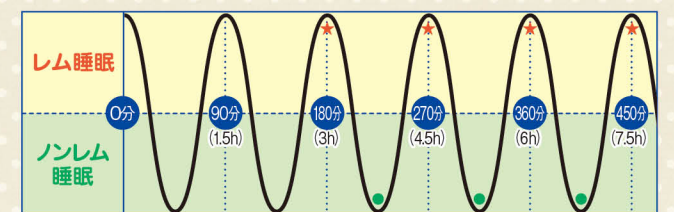
「少しの仮眠でも頭がすっきりする」という人や、「何時間眠ってもダメだ」という人もいます。つまりどれだけぐっすり眠れ

るかも大切です。例えば、寝る前に温かいミルクを飲むなど、快眠のための方法もいろいろありますので、自分に合ったものを見つけてください。

すっきり目覚めるには?

答えはレム睡眠の時に目覚めることです。目覚まし時計をセットする時には、その日の体調や明日の予定などを考えて、3時間に90分ずつプラスしていった時間を目安にするとよいでしょう。

レム睡眠とノンレム睡眠の周期



★…ここで目覚めるとすっきり ●…ここで目覚めるとぐっすり

ZENRIN



自主防災マップ

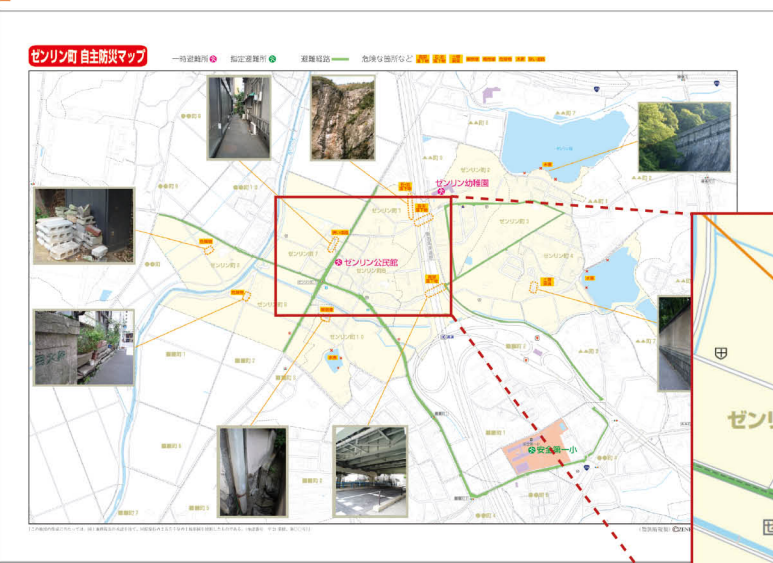
全国の各自主防災組織、各自治会で活用して頂いております。

いつ起きるかわからない災害に備えて
「自主防災マップ」を準備しませんか？

阪神淡路大震災の時に生き埋めや閉じこめられて救助された人のうち、専門の救助隊に救助された人はわずか**3%** ならずで、**約92%** は家族や友人、隣人に助けられました。

(社)日本火災学会のアンケートより

自主防災マップイメージ



「自主防災マップ」に盛り込む情報

- ・いざという時に役に立つ場所
学校・公園・資材置場、公共施設、避難場所、医療施設など
- ・災害が発生した場合、危険な物や場所
過去の被災箇所、狭い道、がけ地、古いブロック、事故多発交差点など
- ・避難行動
災害時要援護者（要介護者）の把握、避難経路の確認など



※実際の内容とは異なります。

自主防災への意識向上

災害時の注意事項の
学習および再確認

いざという時の
パニック防止

住宅地図づくりで培ってきた長年のノウハウを生かし、高精度な住宅地図情報をベースとした高品質の自主防災マップを作成致します。商品に関する具体的な説明やお見積りの依頼などお気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 >>>> 株式会社ゼンリン 郡山営業所 TEL **024-933-4111**

全体図	2・3
詳細図 1	30・31
詳細図 2	32・33
広域図 3	34・35
広域図 4	36・37
広域図 5	38・39



凡例

	国道		町役場
	主要地方道		郵便局
	一般県道		警察署
	有料道路		消防署
	パーキングエリア		小・中・高校
	インターチェンジ		幼稚園
	その他道路		保育所
	JR線		神社
	名所史跡等		寺院
	温泉		図書館
	スポーツ施設		避難所

そこは、会津盆地のまんなか！

会津のへそは、おいしい道の駅。食の新名所誕生！

農家レストラン「くうべえる」
ランチハーフバイキング

メインのお料理 + バイキング (ハーフバイキング)

フレンチのシェフが地元の食材でつくるビュッフェスタイルのレストランメニュー。ここでしか味わえない新しいスタイルの食の魅力をどうぞお楽しみください。

■ランチタイム/11:00~14:30 (ラストオーダー14:00)

■カフェタイム/15:00~17:00

パーティー・宴会のご予約承っております

素材の美味しさを活かした手づくりジャムや、常時14種類のオリジナルジェラートが人気です。

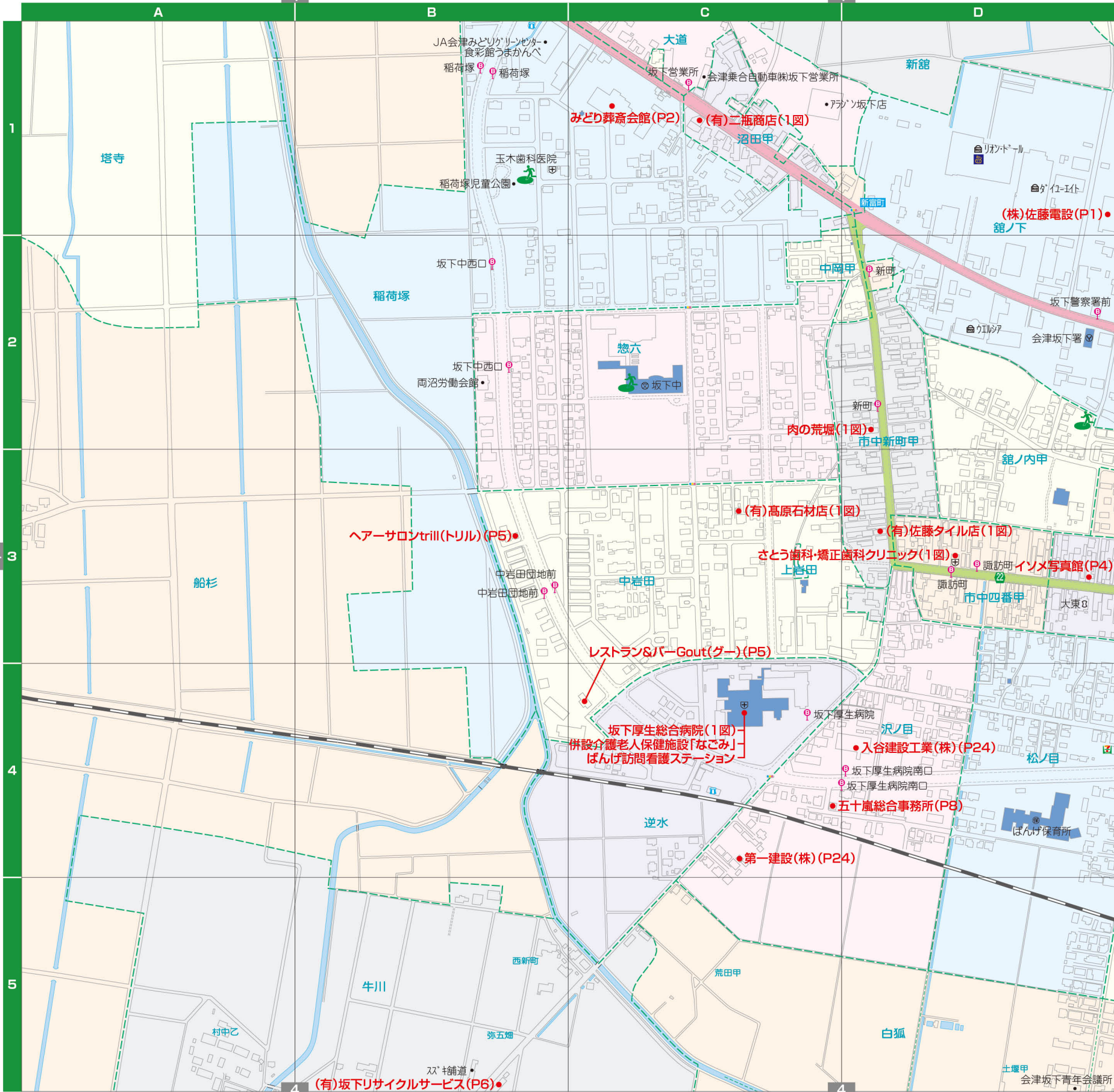
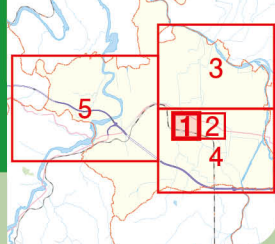
まいにち通いたい。何度でも食べたい。そんな、お気に入りのおいしさが見つかります。

日本酒も厳選の品ぞろえ！

福島県河沼郡湯川村大字佐野目字五丁目78-1 TEL (0241) 27-8853 へそ情報はこちら | 会津のへそ | 検索 | http://heso-aizu.jp/

道の駅 **あいづ**
湯川・会津坂下

営業時間 午前9時～午後7時 <年中無休>
※トイレは24時間ご利用いただけます。



総合病院 詳細図1図 C-4

福島県厚生農業協同組合連合会
坂下厚生総合病院

受付時間 月火水木金土日祝

7:30~11:30	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

【診療科目】
内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・形成外科・放射線科・リハビリテーション科・精神科・神経科

■福島県河沼郡会津坂下町字逆水50
■TEL:0242-83-3511 ■FAX:0242-83-2850
■URL:http://www15.ocn.ne.jp/~bange/ **P**あり(310台)

エネルギー全般 詳細図1図 C-1

エネルギー (太陽光発電・灯油・ガス)
(有)二瓶商店

灯油・ガスの事なら当店におまかせ!!灯油1本から配達いたします。定期配達も実施中。太陽光発電システムの見積もりも行っておりますので、気軽にお越しください。

■福島県河沼郡会津坂下町字沼田1857
■TEL:0242-83-2369 ■FAX:0242-83-2380
■営業時間 / 8:00~17:00
■定休日 / 日曜・祝日

タイル・金物 詳細図1図 D-3

いつでもよいお付合い
(有)佐藤タイル店

LIXIL・TOTOタイル タカラスタンダード ノーリツ
イナバ物置 三協アルミ 四国化成 エスピーク
ブロック・コンクリート二次製品・壁材料一般・セメント・建築金物

■河沼郡会津坂下町字市中新町甲3802
■TEL:0242-83-3501 ■FAX:0242-82-2593
■営業時間 / 7:00~19:00 **P**あり

地図の豆知識 地図記号のなりたち

病院 (びょういん)
衛生隊の記号と赤十字を表しています。

地図の豆知識 地図記号のなりたち

警察署 (けいさつしょ)
おまわりさんのもっている警棒 (けいぼう) を2本組み合わせた形だといわれています。

石材加工業 詳細図1図 C-3

ご先祖様への想いを石に刻んで
石(有)高原石材店

想いをこめたオリジナルデザインでお墓を創りませんか。新規施工・修理・改修・納骨や戒名彫りも承ります。

■河沼郡会津坂下町字中岩田154
■TEL:0242-83-2820 ■FAX:0242-83-2820
■営業時間 / 8:00~17:00 ■定休日 / 年中無休
■URL:http://takahara.pupu.jp
■E-mail:t778h5@bma.biglobe.ne.jp **P**あり

桜さしみ 詳細図1図 D-2

桜さしみ専門店
肉の荒堀

桜さしみ全品、当店特製「馬坂美 (大蒜唐辛し薬味) 付き」坂下の味を全国発送承ります。

■河沼郡会津坂下町新町 (諏訪神社そば)
■TEL:0242-83-2304 ■FAX:0242-83-3976
■営業時間 / 10:00~18:30
■定休日 / 水曜日 (祝日は営業いたします) **P**あり

歯科・矯正歯科 詳細図1図 D-3

歯の健康をお手伝いします。
さとう歯科 矯正歯科クリニック

診療時間 月火水木金土日祝 【診療科目】
9:00~12:00 ●●●●●●●● 歯科、矯正歯科、小児歯科
14:00~18:30 ●●●●●●●●

■河沼郡会津坂下町市四中番甲3784-1
■TEL:0242-83-2348 **P**あり(6台)

歯周病簡単チェックシート

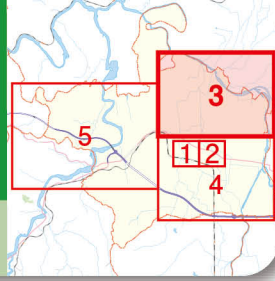
Check! 歯周病にかかるリスクが高い人

- 煙草を吸う
- 柔らかい食べ物や甘い物が好き
- 歯石を取ってもらったことがない
- 歯並びがわるい
- 口を開けて眠る癖がある
- 太っている

Check! 歯周病の初期症状

- 歯を磨くときに歯茎から出血することがある
- 歯茎が腫れることがある
- 歯と歯の間にものがはさまる
- 口臭がきついわれたことがある
- 歯が浮いた感じがする
- 歯がぐらぐらする

参考文献：保健指導における学習教材集 (厚生労働省)



地図の豆知識 歩いて作った日本地図

伊能忠敬(1745年~1818年)は、日本全国を歩いて測量し、江戸時代に初めて日本地図を作ったんだよ。



建築・リフォーム工事 広域図3図 D-4

真心こめた住宅造り 有限会社 青島建築

健康・省エネ住宅のご提案。リフォーム・住宅改修工事 承ります。

会津坂下町大字御池田字御池302-1 TEL:0242-83-6885 FAX:0242-83-6886 営業時間/8:00~17:00 定休日/日曜・祝日 URL:http://www.aoshima-hb.co.jp E-mail:info@aoshima-hb.co.jp



宗教 広域図3図 D-5

会津三十三観音堂 第三十三番札所 曹洞宗 羽黒山西光寺

御先祖の供養、墓地の改修・移転、葬儀等、仏事のごこと、或いは家庭・職場など日常生活のごでお悩みの方、御相談承ります。 河沼郡会津坂下町大字御池田字字ノ前152 TEL:0242-82-2479 FAX:0242-82-4885 参拝時間/6:00~18:00 御朱印受付/随時 E-mail:shochan@mwnet.jp



震度による揺れの感じ方

- 震度7 多くの建物が倒壊、大きな地割れや地すべり、山崩れが発生することもある。
震度6強 立っていられない。耐震性の低い建物は倒壊する恐れも。
震度6弱 立っていることが難しい。かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損する。
震度5強 タンスや重い家具が倒れたり、ブロック塀が崩れることも。
震度5弱 家具が動いたり、食器や本が落ちたり、窓ガラスが割れることも。
震度4 眠っている人のほとんどが目覚めます。歩行中の人も揺れを感じる。
震度3 棚の食器などが音をたてることもある。
震度2 つり下がっている電灯などがわずかに揺れる。
震度1 屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。

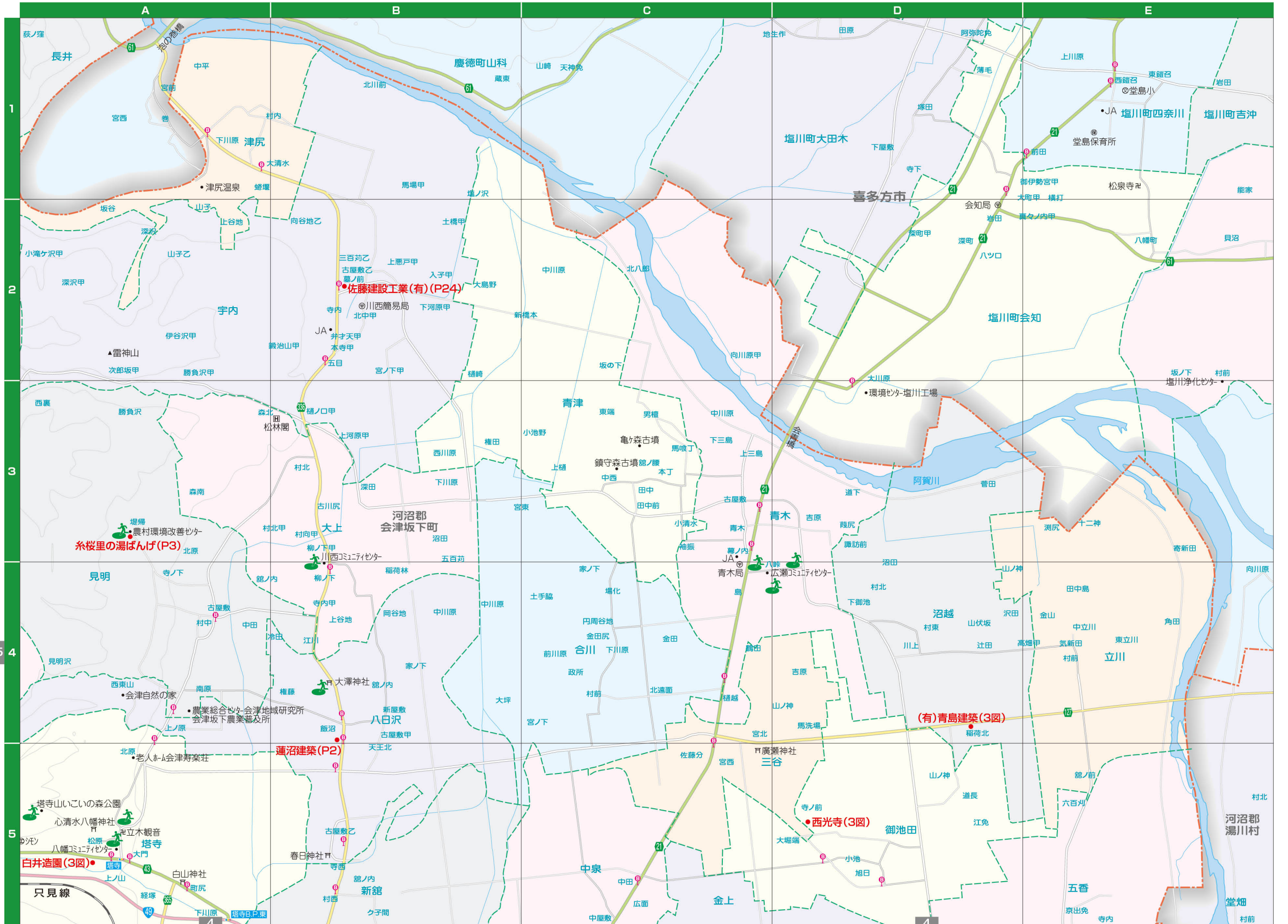


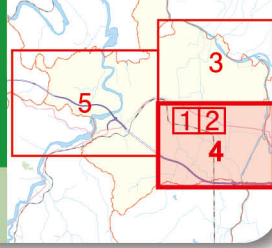
造園工事・土木工事 広域図3図 A-5

自然豊かな暮らしの環境・庭づくり 白井造園

造園工事・設計施工管理 土木工事 庭園工事●庭のリニューアル ●植木の移植 植木・庭石・芝生・各種苗木販売

福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字松原2788 TEL:0242-83-2554 FAX:0242-83-2567 営業時間/8:00~17:00 定休日/日曜・祝日





手打ちそば専門店 広域図4図 B-1

名物きこ料理・手打ちそば

紋平茶屋

明治はじめに当地に開店、地粉100%の手打ちそばです。春は山菜・秋はきのこの郷土料理（要予約）でもてなします。

■福島県河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田1052
■TEL:0242-83-2379
■営業時間/昼の部11:30~15:00 夜の部17:30~20:00
■定休日/不定休

あり




清掃業 広域図4図 D-1

(有)会津坂下衛生センター

浄化槽清掃・維持管理・一般汲み取り
お気軽にご相談下さい。

■会津坂下町大字金上字東村24
■TEL:0242-83-2626 ■FAX:0242-85-6038



一般建築塗装 広域図4図 B-4

一般建築塗装/内外塗装/その他

(有)さぜとそう

傷む前にお手入れを！
まずお気軽にご相談ください
—見積無料—

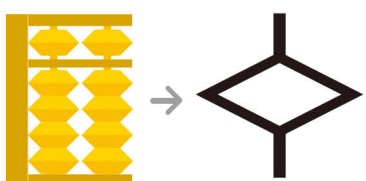
■河沼郡会津坂下町大字牛川字村中甲2472
■TEL:0242-83-1628 ■FAX:0242-83-1628
■福島県知事許可(般-24)第25172号

あり




地図の豆知識 地図記号のなりたち

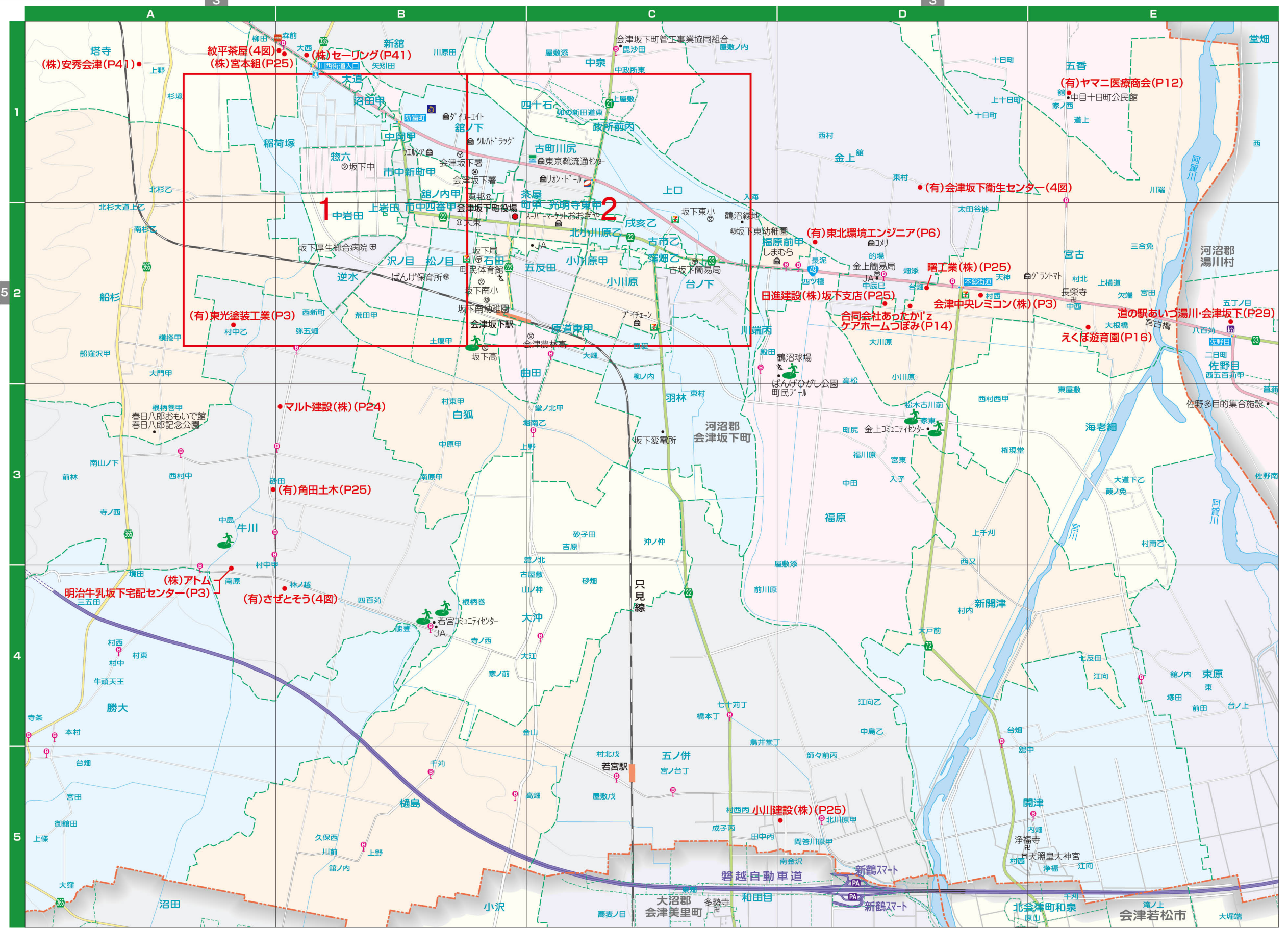
税務署(ぜいむしょ)
ソロバンの玉をもとに作られています。

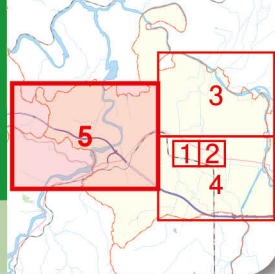


地図の豆知識 地図の縮尺

実際の距離や大きさを、縮小して表した割合を「縮尺」といいます。実際の距離や大きさを分母、地図上の距離や大きさを分子(一般に1)として、1/7500と表すんだよ。1:7500のように比率で表す場合もあるよ。

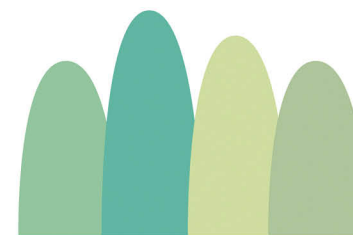
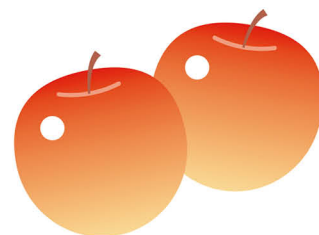
0 75 150 225m
縮尺 1:7,500



地図の豆知識 地図記号のなりたち

田(た)
田植えをした田んぼの苗をイメージして
います。



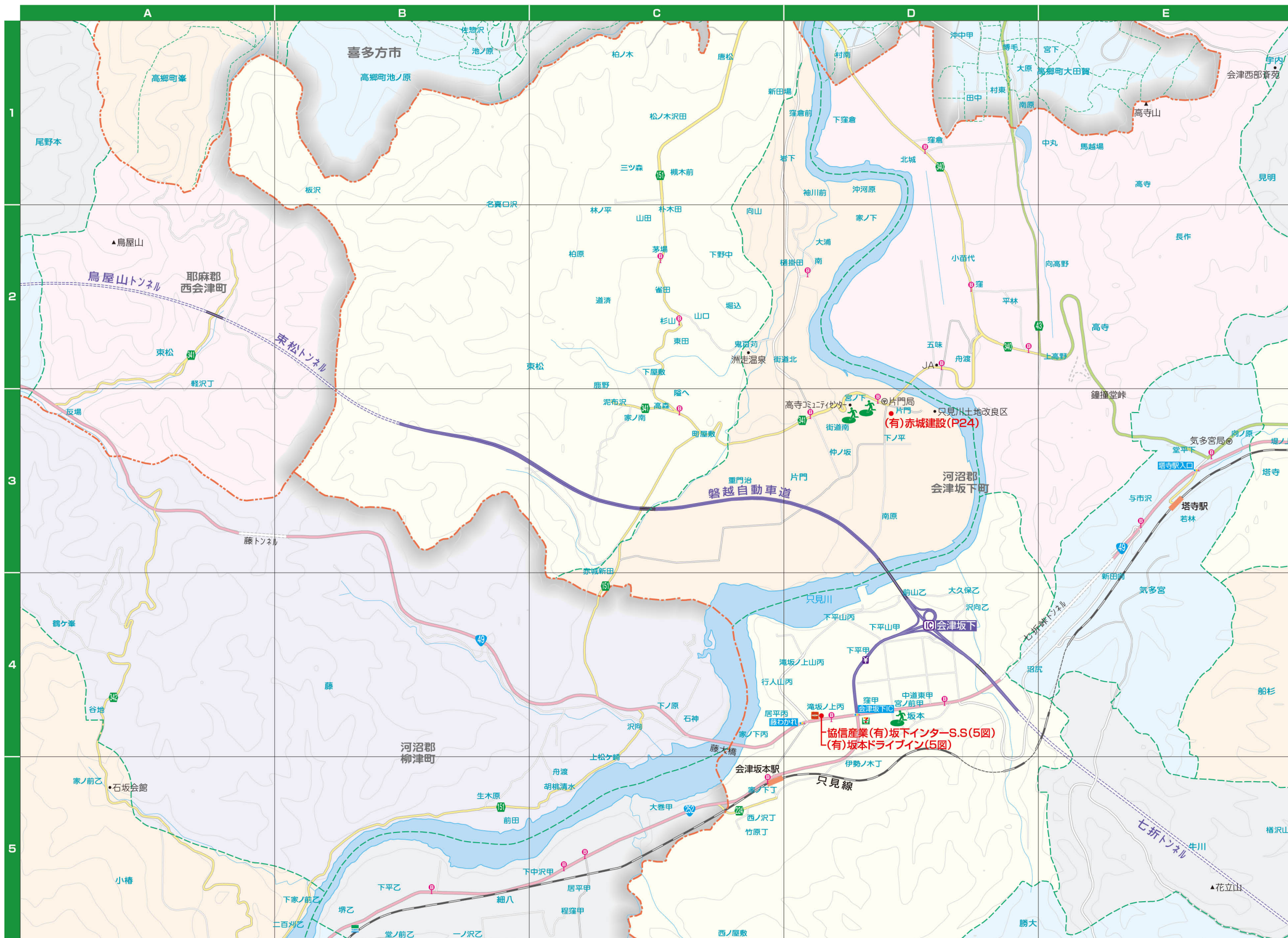
広域図 5



ガソリンスタンド・ドライブイン 広域図5図 D-4

地域の皆様に愛されるS・Sを目指して!!
協信産業(有)坂下インター-S・S
(有)坂本ドライブイン

- 即日対応!! 配達はおまかせ下さい。
- 当店自慢の「みそラーメン」是非ご賞味下さい。宴会 大歓迎!!
- 河沼郡会津坂下町大字坂本字滝坂ノ上丙820-2
- TEL:0242-83-4321
- 営業時間 / 7:00~20:00
- 年中無休(坂本ドライブインのみ第1第3水曜日休み)
- フリーダイヤル 0120-432132



各施設の利用

中央公民館

利用区分 (中央公民館)	使用料金			備考
	8:30~12:00	13:00~17:00	17:00~21:00	
1階				冷暖房使用の場合には使用料に50%を加算する。
調理実習室	2,460円	2,460円	3,390円	
和室研修室	1,850円	1,850円	2,570円	
2階				
大研修室	7,200円	7,200円	9,970円	
中研修室(兼音楽室)	1,640円	1,640円	2,260円	
小研修室	1,330円	1,330円	1,850円	
団体室	1,330円	1,330円	1,850円	
備品				
グランドピアノ	1,330円			
スタンドピアノ	720円			
16ミリ映写機	1台につき1,330円			
プロジェクター	1台につき1,330円			

- *土曜日、日曜日、祝日等については、原則として昼間のみとする。
- *会津坂下町以外に居住する者が使用する場合は使用料の額は、この表に定める額にその2分の1に相当する額を加算する。
- *使用料(加算分を含む)に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

中央公民館図書室

- 開館日時 8:30~17:00(木曜日~19:00)
- 休館日 第2火曜日
12月29日~翌年1月3日まで。年末年始特別休館
- 貸出 図書を借りるときには「利用カード」が必要です。住所・氏名を証明するものをご持参のうえ、図書室カウンターに申し出てください。
- 貸出点数 1人5冊以内(幼児・児童は1人3冊以内)
- 期間 14日間
- 返却 図書室カウンターか公民館窓口まで。

糸桜里の湯ばんげ

- 開館日時 9:00~21:00(ご利用は20:30まで)
- 休館日 月曜日(祝日のときは翌日)
- 利用料 大人(中学生以上)500円、老人(70歳以上)・小学生300円、幼児無料

☎ 問い合わせ先 糸桜里の湯ばんげ
TEL: 0242-83-1151

五浪美術記念館

五浪美術記念館は土地・建物及び200点あまりの作品を小林五浪画伯と弟の小林久氏より寄贈いただき、平成13(2001)年11月に開館しました。

小林五浪画伯は会津坂下町の名誉町民でもある院展画家です。アイヌシリーズ・シルクロードシリーズ・奥の細道シリーズ等、作品は多岐にわたります。

- 開館日時 9:00~16:30(入館は16:00まで)
- 休館日 月曜日~金曜日、展示替え期間
- 観覧料 大人200円、小中高生100円

☎ 問い合わせ先 教育委員会 教育課 社会文化班
TEL: 0242-83-3010 FAX: 0242-83-4498

町民体育館

利用区分	使用料金			備考		
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00			
体育教室	1,440円	1,850円	2,360円	冷暖房を使用の場合には使用料に30%を加算する。		
体育場	個人	小中学生	50円		50円	50円
		高校生以上	100円		100円	100円
		団体30人以上	1,740円		1,740円	2,260円
体育以外の集会	9,770円	13,060円	16,970円			
全館	体育以外の集会	体育的集会	4,930円		6,580円	8,530円
		体育以外の集会	15,530円		20,570円	25,500円
		営利使用	23,340円		30,540円	39,800円

*使用料(加算分を含む)に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。備品等の借用は、お問い合わせください。

坂下南小学校校庭夜間照明使用料

ナイター設備	17:00~21:00	30分につき770円
--------	-------------	------------

☎ 問い合わせ先 スポーツクラブバンビィ TEL・FAX: 0242-83-2301

会津坂下町暮らしのガイドブック

平成27(2015)年1月発行

発行: 会津坂下町 株式会社ゼンリン 郡山営業所

- 行政の業務に関するお問い合わせは、各担当課までご連絡ください。
- *掲載内容は、平成26(2014)年10月31日現在のものです。発行後、掲載情報に変更が生じる場合もありますのでご了承ください。
- 広告内容及び地図内容については、(株)ゼンリンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先
会津坂下町役場 〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字中三番甲3662番地 TEL 0242-84-1504
(株)ゼンリン 郡山営業所 〒963-8025 福島県郡山市桑野5丁目4番10号小沼ビル103号 TEL 024-933-4111

【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分1地方図、2万5千分1地形図及び電子地形図25000を使用した。(承認番号平26情使、第244-A56号)】
【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50mメッシュ(標高)を使用した。(承認番号平26情使、第242-A24号)】
【この地図は、会津坂下町長の許可を得て、同町発行の1/2,500都市計画図及び、1/10,000地形図を使用し、調製したものである。(承認番号 平成26年10月14日26会坂建部第425号)】

無断で複写・転載することはご遠慮ください。
著作権者に無断で本誌の全部、または一部を複製及び転載することは、著作権法により禁止されています。
©AIZUBANGE TOWN
©2015 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

お断り
本文中の地図は弊社平成25(2013)年8月発行の会津坂下町住宅地図データをもとに作成しております。作成には細心の注意を払って編集作業を行っておりますが、データ量は膨大であり日々変化する現状と地図面とが一致しない場合があります。また、目標名称などは見やすさを優先し正式名称などを一部割愛して表現しております。申し訳ございませんが何卒ご了承くださいませ。よろしくお申し込み申し上げます。

レンタカーのご案内!

新車全メーカー取扱い

ETC ナビ付

当社おすすめ

お気軽にお問い合わせください

軽自動車 10人乗りワゴン

1500CCクラス ハイブリッド車 8人乗りワゴン

車検のことなら

JAF ロードサービス365日24時間体制

新車/中古車販売修理、車検、オークション代行

(株)セーリング

河沼郡会津坂下町大字新館字大西841-3 ☎ 0242-82-3537
(国道49号線沿い) 広域図4図B-1

地図の豆知識 地図記号のなりたち

官公署(かんこうしょ)
公の文字をもとに作られています。

公 → 〇

精密板金加工

広域図4図 A-1

「人を創る」~精密板金加工の優れた技術力

株式会社安秀会津

最新の機械設備を備え、あらゆる板金加工に対応
・1コの試作品から量産品へとユーザーロードに対応
・鉄、非鉄の材質に対応した物作り
・精密機器用部品及び建築関連の長尺物まで対応可能
医療機器・通信機器・印刷機器・ロボット機器・環境、エネルギー構造物

■福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺2420
■TEL:0242-83-4580 ■FAX:0242-83-4581
■営業時間/8:00~17:00
■定休日/土・日曜日

あり

わが家の防災メモ

- 避難場所
- 家族が離れ離れになったときの集合場所・連絡先
- 緊急連絡先

緊急連絡先	電話番号	緊急連絡先	電話番号
		会津坂下町役場(本庁舎)	84-1503(代)
		会津坂下消防署	83-4100
		会津坂下警察署	83-3451

覚えてください 災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル 「171」

伝言の「録音」方法

171にダイヤルする

録音の場合 ①

伝言の「再生」方法

171にダイヤルする

再生の場合 ②

被災地内の方も、被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている方が聞くことができます。

●一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS(共に一部事業者を除く)からご利用になれます。

一般家庭

お電話1本で
うかがいます!

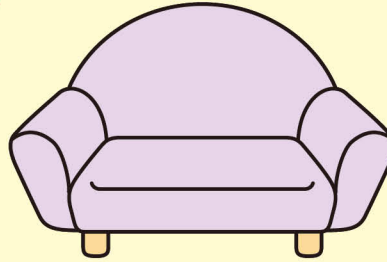
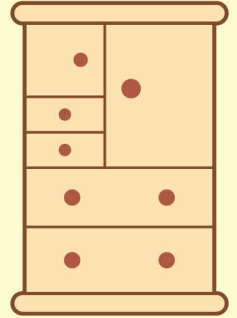
0242
36-5351

あいづダストセンター

日・祝日を除く8:00~17:00

引越しごみ・粗大ごみ

- 家具類
タンス・テーブルなど
- 寝具類
マットレス・座椅子
ソファなど



- 敷物類
カーペット・ふとんなど
- その他
自転車・リヤカーなど

廃家電

【家電リサイクル法対象品】

- テレビ ●洗濯機・乾燥機
- 冷蔵庫・冷凍庫 ●エアコン

※業務用を除く
※別途、リサイクル券の
ご購入が必要です



見積無料

廃棄物のことなら、 なんでもご相談ください!

事業系一般廃棄物

- 店舗から出るごみ
生ごみ・ダンボール・新聞・雑誌
缶・ビン・ペットボトルなど
- 事務所から出るごみ
シュレッダーのごみ・CD
DVD・紙くずなど

収集運搬・中間処理・最終処分まで 一貫システムで安全委託
——— 資源リサイクルにも取り組んでおります ———

株式会社 **あいづダストセンター**

【URL】<http://www.adust.jp> 【E-mail】info@adust.jp



ISO 14001:2004
2006 / 329

本社 / 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神461 TEL:0242-36-5351 FAX:0242-36-5352
柳津事業所 / 福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330-23 TEL:0241-42-2890 FAX:0241-42-2891